

令和7年度 物品等入札結果一覧 (4月分)

入札日	案 件 名	落札業者	落札金額 (単位：円)
R7.4.1	草井保育園外16園 空調設備保守委託	菱和エアコン(株)	3,795,000
R7.4.1	交通児童遊園外15 空調設備保守委託	(有)コーナン冷機	1,287,000
R7.4.1	浄化槽清掃委託(公園関係)	(株)大栄工業	1,887,336
R7.4.1	古知野東小学校外11校プール循環ろ過装置点検整備委託	(有)トータルメンテナンス・ツルミ	1,386,000
R7.4.1	布袋下山公園除草等委託	一般社団法人愛知高齢者事業団	1,650,000
R7.4.1	古知野東小学校外9校消防設備点検委託	共立防災工事(株)	1,507,000
R7.4.1	草井保育園外15園 ごみ(使用済み紙おむつ)収集運搬委託	大和エンタープライズ(株)	単価 6,600
R7.4.1	職員仮眠用寝具借上	(株)トーカイ 名古屋支店	月額 104,720
R7.4.1	鉄筋コンクリートU字溝蓋	江南コンクリート工業(株)	単価 3,883
R7.4.1	グレーチング	江南コンクリート工業(株)	単価 17,600
R7.4.1	布袋北小学校体育館放送機器	秦電化センター 合資会社	4,994,000
R7.4.2	下般若・後飛保配水場清掃委託	(株)アース名古屋支店	2,728,000
R7.4.2	江南市本庁舎及び防災センター宿日直業務委託	創警管財(株)	19,258,800
R7.4.2	下般若配水場宿日直業務委託	日本安全警備(株)	9,653,600
R7.4.2	配水場運転管理及び水源地等採水検査委託	(株)ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター	30,690,000
R7.4.2	水質検査委託	一般社団法人愛知県薬剤師会	13,640,000
R7.4.3	本庁舎等管理委託	光洋ビル管理(株)	53,446,800
R7.4.3	江南市スポーツプラザ等総合維持管理委託	(株)プロパティウッド	50,622,000
R7.4.3	消防庁舎清掃委託	光洋ビル管理(株)	5,801,400
R7.4.3	広報こうなん	坪内印刷工業(株)	14,318,515
R7.4.3	健康診査受診券等印刷	ナカバヤシ(株)名古屋支店	2,749,032
R7.4.3	古知野東小学校外14校児童・生徒用机及び椅子	(有)富田文溪堂 江南支店	5,064,840
R7.4.3	再生PPC用紙A3	(株)岸五	単価 3,828
R7.4.3	再生PPC用紙A4	(株)吉村化工	単価 3,080
R7.4.4	西分庁舎、交通児童遊園清掃委託	光洋ビル管理(株)	2,838,000
R7.4.4	布袋ふれあい会館清掃委託	新生ビルテクノ(株)名古屋支店	6,930,000
R7.4.4	環境事業センター、学習等供用施設、公民館、休日急病診療所清掃委託	新生ビルテクノ(株)名古屋支店	5,438,400
R7.4.4	古知野東小学校外7校プール清掃委託	光洋ビル管理(株)	1,337,600
R7.4.4	市営住宅給水設備点検委託	(株)アンキ設備	1,122,000
R7.4.4	江南市給食従事職員等検便委託	(株)スペック 名古屋営業所	単価 185
R7.4.4	江南市指定可燃ごみ収集袋	(株)日比研究所	41,249,296

入札日	案 件 名	落札業者	落札金額 (単位：円)
R7.4.4	カラス除けネット	中部化成薬品(株) 名古屋支店	1,133,990
R7.4.7	電気保安管理委託	日電サービス(株)	1,434,840
R7.4.7	草井保育園外15園 油脂分離槽清掃委託	(株)尾張クリーンパイプ	2,420,000
R7.4.7	会議録作成委託	名北ワード(株)	4,628,250
R7.4.8	次亜塩素酸ナトリウム	共立機巧(株)	単価 104.76
R7.4.8	カラープリンタ用インクカートリッジ	ニワセイ	1,904,782
R7.4.8	量水器(Φ13)改造	柏原計器工業(株)	単価 946
R7.4.8	量水器(Φ13)大改造	柏原計器工業(株)	単価 1,672
R7.4.8	量水器(Φ20)新品	柏原計器工業(株)	単価 3,685
R7.4.8	量水器(Φ20)改造	柏原計器工業(株)	単価 1,067
R7.4.9	学校給食管理システム借上	(株)JECC	月額 110,880
R7.4.9	ページプリンタ用トナーカートリッジ	NEC フィールディング(株)中部支社 名古屋支店	8,840,183
R7.4.9	市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカー	アプロ通信(株)中部支社	98,560,000
R7.4.10	空調設備保守点検委託	(株)テクノ菱和 名古屋支店	1,540,000
R7.4.10	道路草刈委託(1)	(株)永井組	2,310,000
R7.4.10	コピー機借上	ハマヤ	月額 22,275
R7.4.10	コピー機借上	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)愛知支社	月額 15,840
R7.4.10	小型動力ポンプ付積載車	内外物産(株)	14,300,000
R7.4.10	紙類売払い	(株)小牧宮崎	3,643,200
R7.4.10	空き缶(アルミ、スチール)売払い	丸ア金属(株)	5,896,000
R7.4.11	最終処分場水質検査委託	尾北環境分析(株)	1,149,500
R7.4.11	可燃ごみ収集運搬委託(第1コース)	(株)大栄工業	18,051,000
R7.4.11	可燃ごみ収集運搬委託(第2コース)	大和エンタープライズ(株)	15,875,750
R7.4.11	可燃ごみ収集運搬委託(第3コース)	(株)大栄工業	16,067,700
R7.4.11	可燃ごみ収集運搬委託(第4コース)	シバタ(株)	16,786,000
R7.4.11	可燃ごみ収集運搬委託(土曜日コース)	シバタ(株)	1,756,150
R7.4.11	びん類収集運搬及び容器配送回収委託	シバタ(株)	19,697,150
R7.4.11	家電製品等収集運搬及び資源ごみ容器配送回収委託	大和エンタープライズ(株)	19,097,100
R7.4.11	ペットボトル収集運搬及び容器配送回収委託	シバタ(株)	9,331,300
R7.4.11	空カン収集運搬及び容器配送回収委託	大和エンタープライズ(株)	13,961,200
R7.4.11	紙類収集運搬及び容器配送回収委託	シバタ(株)	29,087,300
R7.4.11	廃プラスチック等収集運搬委託	大和エンタープライズ(株)	23,857,900
R7.4.11	戸別収集運搬委託	シバタ(株)	13,863,300
R7.4.11	鉄類等中型資源ごみ収集運搬委託	シバタ(株)	6,814,500
R7.4.11	布類収集運搬委託	シバタ(株)	6,653,900
R7.4.11	中型可燃ごみ収集運搬委託	シバタ(株)	12,350,250

入札日	案 件 名	落札業者	落札金額 (単位：円)
R7. 4. 11	犬猫等死骸収集委託	大和エンタープライズ(株)	3,641,000
R7. 4. 11	在宅医療廃棄物等収集運搬委託	(株)倉衛工業	単価 1,980
R7. 4. 11	児童・生徒検尿委託	(株)中京臨床検査センター	単価 165
R7. 4. 14	Microsoft 包括ライセンス	(株)フューチャーイン	6,128,086
R7. 4. 14	古知野西小学校外7校浄化槽清掃委託	(株)大栄工業5	3,756,720
R7. 4. 14	草井保育園外10施設 浄化槽清掃委託	(株)大栄工業	1,059,432
R7. 4. 14	古知野西小学校外4校合併浄化槽保守委託	(株)大栄工業	4,799,520
R7. 4. 14	布袋中学校外2校合併浄化槽保守委託	(有)トータルメンテナンス・ツルミ	2,363,460
R7. 4. 16	樹木保全委託	大澤造園土木(株)	1,155,000
R7. 4. 16	市有バス運転委託	(有)エムエムイーコーポレーション	11,470,800
R7. 4. 16	江南市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び 600	日之出水道機器(株)名古屋営業所	1,586,200
R7. 4. 18	社会資本整備総合交付金事業 江南市公共下水道事業基本計画及び江南市公共下水道事業計画 変更委託	(株)NJS 名古屋総合事務所	21,010,000
R7. 4. 18	河川水質調査委託	尾北環境分析(株)	2,431,000
R7. 4. 18	防災行政無線保守点検委託	NEC ネットエスアイ(株) 中日本支 社	1,996,500
R7. 4. 21	江南緑地公園(草井)芝生広場除草等委託	一般社団法人愛知高齢者事業団	6,820,000
R7. 4. 21	中般若グラント施設除草等委託	一般社団法人愛知高齢者事業団	1,012,000
R7. 4. 21	職員等健康診断委託	医療法人名翔会	7,299,380
R7. 4. 21	コピー機借上(防災安全課)	リコージャパン(株) エンタープ ライズ事業本部 中部 MA 事業部 公共営業部	月額 18,909
R7. 4. 24	校務用コンピュータ機器借上	NX・TC リース&ファイナンス (株) 名古屋支店	月額 393,690
R7. 4. 24	軽貨物自動車(ワンボックス型)	江南自動車販売(株)	1,089,000

入札執行調書

執行年月日 令和7年4月1日

業務名	草井保育園外16施設 空調設備保守委託 /			
業務場所	江南市草井町若草57番地外16 /			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
菱和エアコン株式会社	3,450,000			○
有限会社コーナン冷機	3,800,000			
菱信工業株式会社 中部支社	3,800,000			
株式会社 テクノ菱和 名古屋支店	3,580,000			
松本テクノ株式会社	3,600,000			

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 草井保育園外16施設 空調設備保守委託

2 業務場所 江南市草井町若草57番地外16

3 委託期間 自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

4 委託料 金 3,795,000 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 345,000 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 菱和エアコン株式会社
との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、
各自1通を保管する。

令和7年4月1日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 名古屋市熱田区一番2-1-43
菱和エアコン株式会社
代表取締役 櫻本 真巳

入札執行調書

執行年月日 令和7年4月1日

業務名	交通児童遊園 外15 空調設備保守委託			
業務場所	江南市木賀町大門19番地 外15			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
菱信工業株式会社 中部支社	1,300,000			
松本テクノ株式会社	1,600,000			
有限会社コーナン冷機	1,170,000			○
株式会社テクノ菱和 名古屋支店	1,550,000			
菱和エアコン株式会社	1,350,000			

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 交通児童遊園 外15 空調設備保守委託

2 業務場所 江南市木賀町大門19番地 外15

3 委託期間 自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

4 委託料 金 1,287,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 117,000 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 有限会社コーナン冷機
との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、
各自1通を保管する。

令和7年4月1日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 江南市村久野町宮出35
有限会社コーナン冷機
取締役 森 祐司

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和7年 4月 1日			
清掃委託名	浄化槽清掃委託(公園関係)			
業務場所	江南市宮田町本田島322番地 蘇南公園(西)外7			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社大栄工業	1,715,760 円	円	円	落札
有限会社ホテイクリーン	1,860,000 円	円	円	
株式会社倉衛工業	1,858,740 円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

※ 上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 浄化槽清掃委託(公園関係)
- 2 業務場所 江南市宮田町本田島322番地 蘇南公園(西)外7
- 3 委託期間 自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月31日
- 4 委託料 金 1,887,336 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 171,576 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社大栄工業との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7年 4月 1日

江南市
委託者
市 長 澤田 和延

受託者 江南市赤童子町大堀19番地
株式会社大栄工業
代表取締役 佐藤 全宏

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月1日 午後1時30分			
業務名	古知野東小学校外11校プール循環ろ過装置点検整備委託			
業務場所	江南市宮後町船渡58番地外11			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 ジェーケー・サービス	1,350,000			
有限会社 柴田設備	1,320,000			
祖父江工業 株式会社	1,320,000			
株式会社 ヤジマ	1,330,000			
有限会社 トータルメンテナンス・ツルミ	1,260,000			決定

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 古知野東小学校外11校プール循環ろ過装置点検整備委託
- 2 業 務 場 所 江南市宮後町船渡58番地外11
- 3 委 託 期 間 自 令和7年4月1日
至 令和7年11月28日
- 4 委 託 料 金 1, 3 8 6, 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1 2 6, 0 0 0 円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 有限会社トータルメンテナンス・ツミとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月1日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市赤童子町福住138
有限会社トータルメンテナンス・ツミ
代表取締役 鶴見 一也

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和7年 4月 1日			
業務委託名	布袋下山公園除草等委託			
業務場所	江南市布袋下山町東134番地			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
一般社団法人愛知高齢者事業団	1,500,000 円	円	円	決定
大澤造園土木株式会社	1,600,000 円	円	円	
村繁造園土木株式会社 江南支店	1,580,000 円	円	円	
岡崎造園	1,600,000 円	円	円	
有限会社豊場造園	1,550,000 円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

※ 上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 布袋下山公園除草等委託
- 2 業務場所 江南市布袋下山町東134番地
- 3 委託期間 自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月31日
- 4 委託料 金 1,650,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 150,000 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者一般社団法人愛知高齢者事業団との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7年 4月 1日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中区平和2-2-3
一般社団法人愛知高齢者事業団
代表理事 岡田 大

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月1日 午後2時00分				
業務名	古知野東小学校外9校消防設備点検委託				
業務場所	江南市宮後町船渡58番地外9				
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要	
有限会社 愛知防災	1,450,000				
共立防災工事 株式会社	1,370,000			決定	
株式会社 国益商会	1,400,000				
内外物産 株式会社	1,425,000				
株式会社 防災サービスセンター	1,480,000				

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 古知野東小学校外9校消防設備点検委託
- 2 業 務 場 所 江南市宮後町船渡58番地外9
- 3 委 託 期 間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
- 4 委 託 料 金 1,507,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 137,000 円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 共立防災工事 株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月1日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市大間町新町31
共立防災工事 株式会社
代表取締役 永田 広光

入札執行調書

執行年月日 令和7年4月1日

業務名	草井保育園外15園 ごみ(使用済み紙おむつ)収集運搬委託		
業務場所	江南市草井町若草57番地外15		
氏 名	第1回入札	第2回入札	摘要
(株)紙資源名古屋	8,000		
(株)倉衛工業	8,500		
シバタ(株)	8,500		
大和エンタープライズ株式会社	6,000		0
(株)大栄工業	6,800		

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業務委託単価契約書

1 業務名 草井保育園外15園 ごみ(使用済み紙おむつ)収集運搬委託

2 業務場所 江南市草井町若草57番地外15

3 委託期間 自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

4 契約金額

月間収集運搬料金 金 6,600 円(1園当たり)

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 600 円

廃棄物処理手数料 江南丹羽環境管理組合手数料条例に基づき10kgにつき200円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 大和エンタープライズ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月1日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 江南市上奈良町久保144
大和エンタープライズ株式会社
代表取締役 南村 朋幸

● 組織

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

賃 貸 借 契 約 書

江南市（以下「借受人」という）と株式会社トーカイ名古屋支店（以下「貸付人」という）との間において、次の条項により職員仮眠用寝具借上に関する契約を締結する。

第1条 借受人、貸付人双方は信義と誠実を以て此の契約を履行するものとする。

第2条 借受人が借上する寝具類の1組の仕様は

掛布団	1 枚	枕	1 個
敷布団	1 枚	掛布団カバー	1 枚
枕カバー	3 枚	敷布団カバー	1 枚

とし、品質は貸付人において良心的な寝具類を提供するものとする。

夏季（7～9月）においては、夏布団（カバー付）とする。

第3条 貸付人が借受人のため用意する寝具の組数は、仕様書のとおりとする。

第4条 寝具の借上料金は月額金104,720円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金9,520円）とする。

第5条 貸付人は、貸付料を毎月末日締で借受人に請求をし、借受人は毎月貸付人に支払うものとする。

第6条 借受人は借上期間中、借上寝具の使用については責任を以て管理を行うものとする。

第7条 貸付人は掛布団、敷布団、枕を初回交換を含む年2回、貸付人の責任において補修、消毒及び乾燥を行ない、その他各カバー類は、週1回定期的に洗濯交換を行ない、衛生的かつ清潔な寝具を借受人に供するものとする。

第8条 寝具類の使用場所は借受人の指定場所とし、当該場所までの往復に要する運搬費は貸付人が負担する。

第9条 此の契約に定めなき事項については、借受人と貸付人が協議の上、これを定めるものとする。

第10条 本契約の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第11条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の契約を証するために、この契約書2通を作成し、当事者が記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

借受人 江南市
市 長 澤田 和延

貸付人 名古屋市北区五反田町78
株式会社トーカイ名古屋支店
支店長 沖 本 直 樹

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日		令和7年4月1日	午後2時15分	(単位：円)	
物件名		鉄筋コンクリートU字溝蓋（1枚あたり）			
納入場所		江南市内の市指定の場所			
規格		240用 2種			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要	
江南コンクリート工業株式会社	3,530			落札	
名成コンクリート株式会社	3,600				
日本コンクリート株式会社	3,570				
ゴトウコンクリート株式会社	3,560				
日之出水道機器株式会社 名古屋営業所	3,590				

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

単価契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 鉄筋コンクリートU字溝蓋(1枚あたり)
(2) 規格、品質 240用 2種

2 契約単価 金 3,883 円

(契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。)

3 契約保証金 免 除

4 契約期間 自 令和 7 年 4 月 2 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

5 納入場所 江南市内の市指定の場所

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と江南コンクリート工業株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 4 月 1 日

江南市
発注者
市 長 澤田 和延

江南市石枕町白山53番地
受注者 江南コンクリート工業株式会社
代表取締役 富永 典夫

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和7年4月1日	午後2時45分	(単位：円)		
物件名	グレーチング (1枚あたり)				
納入場所	江南市内の市指定の場所				
規格	江南市マーク入り 240用 T-25				
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要	
江南コンクリート工業株式会社	16,000			の落札	
篠田株式会社 愛知営業所	16,320				
北勢工業株式会社 三重営業所	16,100				
株式会社クワケン	16,160				
日之出水道機器株式会社 名古屋営業所	16,040				

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

単価契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 グレーチング(1枚あたり)
(2) 規格、品質 江南市マーク入り 240用 T-25

2 契約単価 金 17,600 円

(契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。)

3 契約保証金 免 除

4 契約期間 自 令和 7 年 4 月 2 日
 至 令和 8 年 3 月 31 日

5 納入場所 江南市内の市指定の場所

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と江南コンクリート工業株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7 年 4 月 1 日

江南市
発注者 市 長 澤田 和延

江南市石枕町白山53番地
受注者 江南コンクリート工業株式会社
 代表取締役 富永 典夫

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月1日 午後1時50分			
物件名	布袋北小学校体育館放送機器			
納入場所	江南市今市場町秋津220番地			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
共立防災工事 株式会社	5,150,000			
酒井電気工事 株式会社	5,200,000			
秦電化センター 合資会社	4,540,000			決定
株式会社 プマ電気	5,200,000			
有限会社 古田電機	5,100,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
(1) 品 名 布袋北小学校体育館放送機器
(2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
(3) 数 量 別添仕様書のとおり
- 2 契 約 金 額 金 4, 9 9 4, 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 4 5 4, 0 0 0 円
- 3 契 約 保 証 金 免 除
- 4 納 入 期 限 令和7年8月31日
- 5 納 入 場 所 江南市今市場町秋津220番地

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と秦電化センター 合資会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月1日

発注者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受注者 江南市布袋町南164
秦電化センター 合資会社
代表社員 秦 公輝

2025年04月02日 13時04分

入札見積履歴

案件番号 2503212321700653938
調達整理番号 5
案件名称 下般若・後飛保配水場清掃委託
予定価格 2,591,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.02 13:04

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000958601	株式会社アース 名古屋支店	2,480,000円		
2	2000954400	株式会社プロパティウッド	2,880,000円		
3	2000089000	株式会社建光社	2,980,000円		
4	2000992500	昭建サービス株式会社	3,050,000円		
5	2000411400	昭和建物管理株式会社	3,240,000円		
6	2000831401	新生ビルテクノ株式会社 名古屋支店	3,250,000円		
7	2000192400	ビルクリナー株式会社	3,280,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 下般若・後飛保配水場清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市般若町中山146番地 外1
- 3 契 約 期 間 自 令和7年4月4日
至 令和8年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和7年5月1日
至 令和8年4月30日
- 5 委 託 料 金 2,728,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 248,000 円
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 株式会社アース 名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月3日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 株式会社アース 名古屋支店

名古屋市瑞穂区松栄町2-6-1-308

支店長 鈴木 大介

入札見積履歴

案件番号 2503242321700653970
調達整理番号 2
案件名称 江南市本庁舎及び防災センター宿日直業務委託,
予定価格 18,718,500 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.02 09:25

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000090900	創警管財株式会社	17,508,000円		
2	2000286800	株式会社昌和警備保障	20,250,000円		
3	2000528700	日本安全警備株式会社	20,416,500円		
4	2000181400	東海警備保障株式会社	21,600,000円		
5	2000291700	大日警備保障株式会社	23,282,000円		
6	2000902305	総合警備保障株式会社 尾張支社	辞退		
7	2000090300	セコム株式会社	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 江南市本庁舎及び防災センター宿日直業務委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀90番地(江南市役所及び防災センター)
- 3 契約期間 自 令和7年 4月 4日
至 令和8年 4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和7年 5月 1日
至 令和8年 4月30日
- 5 委託料 金 19,258,800 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,750,800 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者創警管財株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 3日

委託者 江南市

市 長 澤田 和延

受託者 名古屋市東区矢田1-3-33
創警管財株式会社
代表取締役 古橋 茂

入札見積履歴

案件番号 2503212321700653936
調達整理番号 3
案件名称 下般若配水場宿日直委託
予定価格 10,090,350 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.02 09:34

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000528700	日本安全警備株式会社	8,776,000円		
2	2000090900	創警管財株式会社	11,500,000円		
3	2000286800	株式会社昌和警備保障	11,550,000円		
4	2000181400	東海警備保障株式会社	12,000,000円		
5	2000902305	総合警備保障株式会社 尾張支社	辞退		
6	2000290701	株式会社ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター	辞退		
7	2000090300	セコム株式会社	辞退		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 下般若配水場宿日直委託
- 2 業 務 場 所 江南市般若町中山146番地
- 3 契 約 期 間 自 令和7年4月4日
至 令和8年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和7年5月1日
至 令和8年4月30日
- 5 委 託 料 金 9,653,600 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 877,600 円
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 日本安全警備株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月3日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 日本安全警備株式会社
名古屋市中区平和1-23-17 広栄ビル
代表取締役 谷川 貢

入札見積履歴

案件番号 2503212321700653937
調達整理番号 4
案件名称 配水場運転管理及び水源地等採水検査委託
予定価格 28,514,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.02 09:49

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000290701	株式会社ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター	<u>27,900,000円</u>		
2	2000291602	アイテック株式会社 名古屋支店	<u>29,000,000円</u>		
3	2000403500	株式会社エステム	<u>32,000,000円</u>		
4	2000180301	株式会社ファノバ 中部支店	<u>33,000,000円</u>		
5	2001001700	寿美工業株式会社	辞退		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 配水場運転管理及び水源地等採水検査委託
- 2 業 務 場 所 江南市般若町中山146 外30
- 3 契 約 期 間 自 令和7年4月4日
至 令和8年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和7年5月1日
至 令和8年4月30日
- 5 委 託 料 金 30,690,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 2,790,000 円
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 株式会社ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンターとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月3日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 株式会社ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター

名古屋市守山区新守町154

センター長 松岡 康治

入札見積履歴

案件番号 2503212321700653934

調達整理番号 1

案件名称 水質検査委託

予定価格 15,925,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.02 09:07

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000189300	一般社団法人愛知県薬剤師会	<u>12,400,000円</u>		
2	2000535000	株式会社環境科学研究所	<u>12,500,000円</u>		
3	2000301800	株式会社環境保全コンサルタント	<u>12,550,000円</u>		
4	2000363700	株式会社日本環境技術センター	<u>12,600,000円</u>		
5	2000797100	一般財団法人東海技術センター	<u>12,600,000円</u>		
6	2000116000	株式会社環境公害センター	<u>13,000,000円</u>		
7	2000515301	一般財団法人岐阜県公衆衛生 検査センター 名古屋営業所	<u>13,000,000円</u>		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 水質検査委託
- 2 業 務 場 所 江南市中般若町西225番地 外24
- 3 契 約 期 間 自 令和7年4月4日
至 令和8年3月31日
- 4 委 託 料 金 13,640,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,240,000 円
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 一般社団法人愛知県薬剤師会との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月3日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中区丸の内3-4-2
一般社団法人愛知県薬剤師会
会長 岩月 進

入札見積履歴

案件番号 2503212321700653939

調達整理番号 6

案件名称 本庁舎等管理委託

予定価格 49,329,491 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.03 09:05

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000180900	光洋ビル管理株式会社	<u>48,588,000円</u>		
2	2005554000	株式会社東海ダイケンビルサービス	<u>49,100,000円</u>		
3	2000089000	株式会社建光社	<u>49,170,000円</u>		
4	2000603900	タイガー総業株式会社	<u>49,220,000円</u>		
5	2000831401	新生ビルテクノ株式会社 名古屋支店	<u>49,270,000円</u>		
6	2000992500	照建サービス株式会社	<u>49,316,000円</u>		
7	2000724900	コニックス株式会社	<u>49,360,000円</u>		
8	2000958601	株式会社アース 名古屋支店	<u>49,400,000円</u>		
9	2000299501	太平ビルサービス株式会社 名古屋支店	<u>49,420,000円</u>		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 本庁舎等管理委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀90番地 江南市役所及び防災センター
- 3 契約期間 自 令和7年 4月 5日
至 令和8年 4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和7年 5月 1日
至 令和8年 4月30日
- 5 委託料 金 53,446,800 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 4,858,800 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者光洋ビル管理株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 4日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 岩倉市中央町1-22
光洋ビル管理株式会社
代表取締役 野牧 久嗣

2025年04月03日 10時52分

入札見積履歴

案件番号

2503212321700653940

調達整理番号

7

案件名称

江南市スポーツプラザ等総合維持管理委託

予定価格

46,958,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.03 10:52

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000954400	株式会社プロパティウッド	46,020,000円		
2	2000958601	株式会社アース 名古屋支店	49,536,000円		
3	2000411400	昭和建物管理株式会社	51,840,000円		
4	2000724900	コニックス株式会社	53,520,000円		
5	2000513300	大成株式会社	54,000,000円		
6	2000180900	光洋ビル管理株式会社	56,400,000円		
7	2000992500	照建サービス株式会社	58,200,000円		
8	2000138900	日本空調システム株式会社	59,280,000円		
9	2000089000	株式会社建光社	59,400,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 江南市スポーツプラザ等総合維持管理委託
- 2 業 務 場 所 江南市高屋町清水 118 番地 江南市スポーツプラザ
- 3 契 約 期 間 自 令和 7 年 4 月 5 日
至 令和 8 年 4 月 3 0 日
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和 7 年 5 月 1 日
至 令和 8 年 4 月 3 0 日
- 5 委 託 料 金 5 0, 6 2 2, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 4, 6 0 2, 0 0 0 円)
- 6 契 約 保 証 金 免 除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について
減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 株式会社プロパティウッド との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を 2 通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 7 年 4 月 4 日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 名古屋市名東区八前 1-104
株式会社プロパティウッド
代表取締役 平嶋 豊三

2025年04月03日 13時09分

入札見積履歴

案件番号

2503212321700653941

調達整理番号

8

案件名称

消防庁倉清掃委託

予定価格

5,351,971円(税抜き)

最新更新日時 2025.04.03 13:09

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000180900	光洋ビル管理株式会社	5,274,000円		
2	2000411400	昭和建物管理株式会社	5,380,000円		
3	2000603900	タイガ―総業株式会社	5,400,000円		
4	2005554000	株式会社東海ダイケンビルサ ビス	5,430,000円		
5	2000954400	株式会社プロパティウッド	5,485,000円		
6	2000299501	太平ビルサービス株式会社 名 古屋支店	5,510,000円		
7	2000724900	コニックス株式会社	5,537,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 消防庁舎清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市赤童子町大堀70番地、江南市安良町八王子121番地
- 3 契 約 期 間 自 令 和 7 年 4 月 5 日
至 令 和 8 年 4 月 30 日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令 和 7 年 5 月 1 日
至 令 和 8 年 4 月 30 日
- 5 委 託 料 金5,801,400 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金527,400 円

- 6 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者光洋ビル管理株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令 和 7 年 4 月 4 日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住所 岩倉市中央町1丁目22番地
氏名 光洋ビル管理株式会社
代表取締役 野牧 久嗣

印刷製本単価契約書

- 1 物件名 広報こうなん
- 2 契約単価 4色刷り 1頁あたり 金1.056円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 0.096円)
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 自 令和7年 5月号
至 令和8年 4月号
- 5 納入場所 市が指定する場所

上記の印刷製本について、発注者江南市と受注者坪内印刷工業株式会社との間に別添条項により印刷製本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月3日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 住所 愛知県江南市村久野町富士塚195番地
坪内印刷工業株式会社
氏名 代表取締役 坪内 正幸

(単位：円)

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

印刷製本契約書

1 物 件 名 健康診査受診券等印刷

2 納 入 場 所 江南市役所 保険年金課

3 納 入 期 限 別添仕様書のとおり

4 契 約 金 額 金2,749,032 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金249,912 円

5 契 約 保 証 金 免 除

上記の印刷製本について、発注者江南市と受注者ナカバヤシ株式会社 名古屋支店との間に別添条項により印刷製本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月3日

発注者 江南市

市 長 澤田 和延

受注者 名古屋市熱田区一番2-2-6
ナカバヤシ株式会社 名古屋支店
代表取締役 小田 敏章

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月3日 午前9時30分			
物件名	古知野東小学校外14校児童・生徒用机及び椅子			
納入場所	江南市宮後町船渡58番地外14			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 岸五	4,800,000			
有限会社 富田文溪堂 江南支店	4,604,400			決定
ニワセイ	4,957,200			
ハマヤ	4,676,600			
株式会社 総合家具 ヤマケン	4,748,800			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品 名 古知野東小学校外14校児童・生徒用机及び椅子
 - (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
 - (3) 数 量 別添仕様書のとおり
- 2 契 約 金 額 金 5, 0 6 4, 8 4 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 4 6 0, 4 4 0 円
- 3 契 約 保 証 金 免 除
- 4 納 入 期 限 令和7年6月20日
- 5 納 入 場 所 江南市宮後町船渡58番地外14

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と有限会社 富田文溪堂 江南支店(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月4日

発注者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受注者 江南市南山町西100
有限会社 富田文溪堂 江南支店
代表取締役 富田 正仁

(單位：円)

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

単 価 契 約 書

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 物件名
規格、品質 | 再生PPC用紙A3判
別添仕様書のとおり |
| 2 | 納入場所 | 江南市役所、江南市布袋駅東複合公共施設 |
| 3 | 契約期間 | 自 令和 7年 4月 4日
至 令和 8年 3月 31日 |
| 4 | 契約単価 | 1箱 あたり 金 3,828 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 348円) |
| 5 | 契約保証金 | 免 除 |

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社岸五(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月3日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 江南市木賀本郷町西6番地1
株式会社 岸五
代表取締役 岸 信勝

(単位：円)

入札執行行調書

執行年月日	令和7年4月3日	午前 10時45分				
物件名	再生PPC用紙A4判					
納入場所	江南市役所2階印刷室、江南市布袋駅東複合公共施設2階					
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要		
株式会社吉村化工	2,800			◎落札		
株式会社岸五	3,000					
中部事務機株式会社尾張支店	3,300					
有限会社富田文溪堂江南支店	3,050					
ハマヤ	3,150					
ニワセイ	3,400					

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

単 価 契 約 書

- 1 物件名 再生PPC用紙A4判
規格、品質 別添仕様書のとおり
- 2 納入場所 江南市役所、江南市布袋駅東複合公共施設
- 3 契約期間 自 令和 7年 4月 4日
至 令和 8年 3月 31日
- 4 契約単価 1箱 あたり 金 3,080 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 280円)
- 5 契約保証金 免 除

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社吉村化工(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月3日

発注者 江南市
市 長 澤田 和延

受注者 江南市前飛保町寺町113
株式会社 吉村化工
代表取締役 古田勝泰

2025年04月04日 09時04分

入札見積履歴

案件番号

2503212321700653942

調達整理番号

9

案件名称

西分庁舎、交通児童遊園清掃委託

予定価格

2,616,954 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.04 09:04

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000180900	光洋ビル管理株式会社	2,580,000円		
2	2000089000	株式会社建光社	2,630,000円		
3	2005554000	株式会社東海ダイケンビルサー ビス	2,650,000円		
4	2000831401	新生ビルテクノ株式会社 名古屋支店	2,680,000円		
5	2000411400	昭和建物管理株式会社	2,710,000円		
6	2000954400	株式会社プロパティウッド	2,735,000円		
7	2000291100	株式会社ニック	2,760,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 西分庁舎、交通児童遊園清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市赤童子町大堀99番地外1
- 3 契 約 期 間 自 令 和 7 年 4 月 5 日
至 令 和 8 年 4 月 30 日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令 和 7 年 5 月 1 日
至 令 和 8 年 4 月 30 日
- 5 委 託 料 金2,838,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金258,000 円
- 6 契 約 保 証 金 免 除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について
減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について委託者江南市と受託者光洋ビル管理株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令 和 7 年 4 月 4 日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 岩倉市中央町1-22
光洋ビル管理株式会社
代表取締役 野牧 久嗣

2025年04月04日 09時32分

入札見積履歴

案件番号

2503252321700654196

調達整理番号

11

案件名称

布袋ふれあい会館清掃委託

予定価格

6,370,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.04 09:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000831401	新生ビルテック株式会社 名古屋支店	6,300,000円		
2	2000513300	大成株式会社	6,600,000円		
3	2000180900	光洋ビル管理株式会社	6,746,000円		
4	2000291100	株式会社ニック	6,980,000円		
5	2000138900	日本空調システム株式会社	7,000,000円		
6	2000299501	太平ビルサービス株式会社 名古屋支店	7,250,000円		
7	2000546800	セクダム株式会社	7,800,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業 務 名 布袋ふれあい会館清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市布袋町東359番地
- 3 契 約 期 間 自 令和7年4月6日
至 令和8年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和7年5月1日
至 令和8年4月30日
- 5 委 託 料 金 6,930,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金630,000円
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者新生ビルテクノ株式会社名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月5日

委託者 江南市
市長 澤田和延

受託者 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
名古屋三井ビルディング本館12階
新生ビルテクノ株式会社名古屋支店
支店長 前場 悟

2025年04月04日 09時47分

入札見積履歴

案件番号

2503242321700654137

調達整理番号

12

案件名称

環境事業センター、学習等供用施設、公民館、休日急病診療所清掃委託

予定価格

5,040,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.04 09:47

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000831401	新生ビルデック/株式会社 名古屋支店	4,944,000円		
2	2000089000	株式会社建光社	4,998,000円		
3	2000299501	太平ビルサービス株式会社 名古屋支店	5,000,000円		
4	2000192400	ビルクリナー株式会社	5,160,000円		
5	2000958601	株式会社アース 名古屋支店	5,280,000円		
6	2000992500	照建サービス株式会社	5,500,000円		
7	2000546800	セクダム株式会社	5,800,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 環境事業センター、学習等供用施設、公民館、休日急病診療所清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市和田町旭181番地外8
- 3 契 約 期 間 自 令 和 7 年 4 月 5 日
至 令 和 8 年 4 月 30 日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令 和 7 年 5 月 1 日
至 令 和 8 年 4 月 30 日
- 5 委 託 料 金5,438,400 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金494,400 円
- 6 契 約 保 証 金 免 除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について
減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者新生ビルテクノ株式会社名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令 和 7 年 4 月 4 日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 名古屋市中村区名駅南1-24-30名古屋三井ビルディング本館12階
新生ビルテクノ株式会社名古屋支店
代表取締役 前場 悟

2025年04月04日 13時09分

入札見積履歴

案件番号 2503242321700654138
調達整理番号 13
案件名称 古知野東小学校外7校プール清掃委託
予定価格 1,232,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.04 13:09

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000180900	光洋ビル管理株式会社	1,216,000円		
2	2000089000	株式会社建光社	1,240,000円		
3	2000299501	太平ビルサービス株式会社 古屋支店	1,250,000円		
4	2000831401	新生ビルテクノ株式会社 屋支店	1,276,000円		
5	2000411400	昭和建物管理株式会社	1,300,000円		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 古知野東小学校外7校プール清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市宮後町船渡58外7
- 3 委 託 期 間 自 令和7年4月8日
至 令和7年6月30日
- 4 委 託 料 金 1, 3 3 7, 6 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1 2 1, 6 0 0 円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 光洋ビル管理 株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令 和 7 年 4 月 7 日

委 託 者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受 託 者 岩倉市中央町1-22
光洋ビル管理 株式会社
代表取締役 野牧 久嗣

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月4日 午前9時10分			
業務名	市営住宅給水設備点検委託			
業務場所	江南市山王町新田55番地外2			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 アンキ設備	1,020,000			落札
江南設備 株式会社	1,100,000			
株式会社 ジェーケー・サービス	1,050,000			
祖父江工業 株式会社	1,080,000			
東海設備 株式会社	1,070,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 市営住宅給水設備点検委託
- 2 業 務 場 所 江南市山王町新田55番地外 2
- 3 委 託 期 間 自 令和7年4月5日
至 令和8年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和7年5月1日
至 令和8年4月30日
- 5 委 託 料 金 1, 1 2 2, 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1 0 2, 0 0 0 円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 アンキ設備との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月4日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市古知野町塔塚65
株式会社 アンキ設備
代表取締役 西澤 一人

2025年04月04日 13時38分

入札見積履歴

案件番号

2503242321700654140

調達整理番号

14

案件名称

江南市給食従事職員等検便委託

予定価格

200 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.04 13:37

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2005904801	株式会社スベック 名古屋営業所	169.00円		
2	2000513701	株式会社静環検査センター 名古屋支店	1,000.00円		
3	2000514000	一般財団法人名古屋公衆医学研究所	1,000.00円		
4	2000515301	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター 名古屋営業所	辞退		
5	2000264400	株式会社中京臨床検査センター	未受領		

戻る

業務委託単価契約書

- 1 業務名 江南市給食従事職員等検便委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 委託単価 自 令和7年4月8日
至 令和8年3月31日
- 4 委託単価 金 185.9 円
(委託単価は、消費税及び地方消費税の額 金 16.9 円を含むものである。)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と 受託者 株式会社スペック名古屋営業所との間に別添約款により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和7年 4月 7日

委託者 江南市長
澤 田 和 延

受託者 住所 名古屋市北区楠味鋳5-916
氏名 株式会社スペック名古屋営業所
代表取締役 田中 達也

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月4日 16時15分			
物件名	江南市指定可燃ごみ収集袋			
納入場所	江南商工会館 外5			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
川正商店	42,011,600			
吉田ビニール専門店	41,592,480			
中部化成薬品株式会社 名古屋支店	40,714,520			
株式会社日比研究所	37,499,360			落札
株式会社吉村化工	39,810,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品 名 江南市指定可燃ごみ収集袋
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数 量 別添仕様書のとおり

2 契 約 金 額 金 4 1, 2 4 9, 2 9 6 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 3, 7 4 9, 9 3 6 円

3 契 約 保 証 金 免 除

4 納 入 期 限 別添仕様書のとおり

5 納 入 場 所 別添仕様書のとおり

上記物品の製造請負について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社日比研究所(以下「受注者」という。)との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月4日

発注者 江南市
市 長 澤田 和延

受注者 名古屋市中川区富田町千音寺字間渡里2865
株式会社日比研究所
代表取締役 櫻井 敏博

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月4日 午後4時45分			
物件名	カラス除けネット			
納入場所	江南市和田町旭181 江南市環境事業センター			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
東海物産株式会社 名古屋支店	1159,000			
中部化成薬品株式会社 名古屋支店	1030900			落札
株式会社日比研究所	1067500			
川正商店	1220,000			
東洋化工機株式会社	1098,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品 名 カラス除けネット
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数 量 別添仕様書のとおり

2 契 約 金 額 金 1, 1 3 3, 9 9 0 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1 0 3, 0 9 0 円

3 契約保証金 免 除

4 納 入 期 限 別添仕様書のとおり

5 納 入 場 所 別添仕様書のとおり

上記物品の製造請負について、発注者 江南市と受注者 中部化成薬品株式会社名古屋支店 との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月4日

発注者 江南市

市 長 澤田 和延

受注者 住 所 名古屋市北区田幡二丁目10番11号

氏 名 中部化成薬品株式会社名古屋支店

支店長 横山 政志

2025年04月07日 09時08分

入札見積履歴

案件番号 2503252321700654198

調達整理番号 15

案件名称 電気保安管理委託

予定価格 1,322,400 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.07 09:08

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2002611800	日電サービズ株式会社	1,304,400円		
2	2005049600	株式会社エネテク	辞退		
3	2001057700	株式会社電気管理者連合	未受領		
4	2000686300	株式会社エレックス極東	辞退		
5	2000301914	一般財団法人中部電気保安協会 小牧営業所	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 電気保安管理委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀90番地 外5
- 3 契約期間 自 令和7年4月9日
至 令和8年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和7年5月1日
至 令和8年4月30日
- 5 委託料 金 1,434,840円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 130,440円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 日電サービス株式会社 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月8日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市西区上堀越町四丁目37番地の2
日電サービス株式会社
代表取締役 増田 将吾

2025年04月07日 09時32分



入札見積履歴

案件番号

2503252321700654201

調達整理番号

17

案件名称

草井保育園外15園 油脂分離槽清掃委託

予定価格

2,380,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.07 09:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000689300	株式会社尾張クリーンパイプ	2,200,000円		
2	2000420000	五臓建設株式会社	2,250,000円		
3	2000292801	株式会社朝日管清興業 名古屋支店	2,280,000円		
4	2000184700	株式会社新栄重機	2,380,000円		
5	2000542400	中日コプロ株式会社	2,420,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 草井保育園外15施設 油脂分離槽清掃委託

2 業務場所 江南市草井町若草57番地外15

3 委託期間 自 令和7年4月8日

至 令和8年3月31日

4 委託料 金 2,420,000 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 220,000 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 株式会社尾張クリーンパイプとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月7日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 小牧市間々原新田1053
株式会社尾張クリーンパイプ
代表取締役 坂本 泰之

2025年04月07日 13時05分

入札見積履歴

案件番号

2503272321700654304

調達整理番号

19

案件名称

会議録作成委託

予定価格

4,318,500 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.07 13:05

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000059600	名北ワード株式会社	4,207,500.00円		
2	2000097902	株式会社大和速記情報センター 関西営業所	4,318,500.00円		
3	2001009000	神戸綜合速記株式会社	4,422,000.00円		
4	2000405200	株式会社会議録研究所	4,722,000.00円		
5	2001134100	株式会社東海文書処理	未受領		

戻る

業 務 委 託 単 価 契 約 書

1. 業 務 名 会議録作成委託
2. 業 務 場 所 江南市役所 議会事務局 議事課
3. 委 託 期 間 自 令和7年 4月 7日
 至 令和8年 3月31日
4. 契約の仕様 別紙仕様書のとおり
5. 委 託 単 価

(1) 江南市議会本会議（定例会及び臨時会）

会議時間1時間につき 金 18,150円 (30分以下の部分については半額)

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,650円）

会議録1頁につき 金 16,500円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,500円）

(2) 江南市議会の委員会及び協議会等

会議時間1時間につき 金 18,150円 (30分以下の部分については半額)

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,650円）

6. 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者名北ワード株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 7日

委託者 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市 長 澤 田 和 延

受託者 岐阜県各務原市鵜沼羽場町5丁目176番地
名北ワード株式会社
代表取締役 星 川 俊 輔

2025年04月07日 09時50分

入札見積履歴

案件番号 2503272321700654301
調達整理番号 18
案件名称 放課後児童支援員補助人材派遣
予定価格 16,957,500 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.07 09:50

No.	業省登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2004938901	パーソンテンプスタッフ株式会 社 中部営業本部	16,957,500.00円		
2	2005164401	株式会社アスカリエート 名古屋支店	未受領		
3	2004402800	キャリアリンク株式会社	辞退		
4	2000874701	株式会社パソナ パソナ名 駅	辞退		
5	2000862700	アデコ株式会社	未受領		

戻る

労働者派遣基本契約書

パーソルテンプスタッフ株式会社

労働者派遣基本契約書

末尾に定める派遣先（以下、「甲」という。）及び派遣元（以下、「乙」という。）とは、労働者派遣に関し、次のとおり取引の基本事項を定める。

第1条（適用範囲）

本契約は、甲乙間で締結される個別労働者派遣契約（以下、「派遣契約」という。）について適用する。

第2条（労働者派遣契約）

甲及び乙は、労働者派遣に際し、派遣契約の内容を書面にして記録し、かつ乙は甲に対し、派遣労働者の氏名等法定事項を所定の方法で通知する。

第3条（派遣料金）

甲は乙に対し、別に定める派遣料金を派遣契約で定める支払条件で乙の指定する銀行口座に振込み送金して支払う。

1) 派遣料金の割増については、次の表のとおり計算する。なお、1週の起算日は日曜日とする。

項目	定義	割増率
超過勤務時間	労働基準法に定める1日8時間若しくは1週40時間の法定労働時間を超える超過勤務時間又は派遣契約で別段の定めをした基準時間を超える超過勤務時間	25%
休日勤務時間	派遣契約にて定められた就業日以外の日の勤務時間	25%
深夜勤務時間	22時以降翌朝5時までの勤務時間	25%
法定休日勤務時間	労働基準法に定める1週1日若しくは4週を通じて4日に該当する法定休日の勤務時間	35%
60時間超	派遣契約に定める締め日ごとの1か月間における法定休日勤務時間及び他の割増対象時間と重複しない深夜の勤務時間を除く、本契約及び派遣契約に定める割増対象となる勤務時間の合計が60時間を超える場合の超過した時間	25%
超過勤務時間 +深夜勤務時間	超過勤務を深夜勤務時間に行う場合の勤務時間	50%
法定休日勤務時間 +深夜勤務時間	法定休日勤務時間を深夜勤務時間に行う場合の勤務時間	60%

2) 派遣料金算定の際、1円未満の端数が生じたときには、これを四捨五入し、派遣料金に消費税及び地方消費税率を乗じた際に1円未満の端数が生じたときには、これを切捨てる。

3) 派遣契約に定める1日の勤務時間は原則4時間以上とする。

4) 甲の責に帰すべき事由により派遣労働者の業務遂行の一部又は全部が不可能となった場合には、乙は債務不履行の責任を負うことなく、甲に対し派遣料金の請求ができる。

5) 勤務時間は、1分単位で計算する。

6) 経済事情の変化、諸経費の変動等により、派遣料金の改定の必要が生じたときには、甲乙協議のうえ派遣料金を改定することができる。

第4条（就業）

乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、業務の遂行に支障を生じ、又は甲の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。

第5条（責任者の選定等）

1. 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任する。

2. 甲は派遣労働者を直接指揮命令する者（以下、「指揮命令者」という。）を定める。指揮命令者は、業務の処理について、派遣契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

第6条（派遣労働者の交替の要請）

甲は、乙の派遣労働者が業務の遂行にあたり著しく不適切と認められる場合には、理由を明示してその派遣労働者の交替を乙に要請することができるものとし、乙は要請が妥当と認められる場合には、派遣労働者を交替しなければならない。ただし、紹介予定派遣の場合を除く。

第7条（金銭、有価証券等の取扱い）

甲は乙の派遣労働者に金銭、有価証券その他貴重品の取扱いをさせない。ただし、業務上必要がある場合には、乙所定の覚書を締結するものとし、覚書で定めた範囲でのみ取扱いをさせることができる。

第8条（出張、車両の使用）

甲は、乙所定の覚書を締結することにより、乙の派遣労働者に出張又は車両使用をさせることができる。

第9条（知的財産等の取扱い）

乙の派遣労働者が、派遣契約に定める業務の遂行にあたり作成した書類、ソフトウェア、マニュアルその他のすべての成果物（有形・無形を問わない）の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、特許権等のすべての権利は、そ

の性質上甲に帰属若しくは移転し得ないものを除き、原則として甲に帰属し、又は権利の発生と同時に乙の派遣労働者から甲に移転するものとする。ただし、権利の帰属又は移転に際し、関係諸法令により乙の派遣労働者に対し相当の対価の支払い等が必要となる場合には、甲は当該法令上必要な措置を講じる。

第10条 (労働者派遣法その他関係諸法令の遵守)

1. 甲及び乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）、派遣先が講ずべき措置に関する指針、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針、労働基準法、労働安全衛生法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児介護休業法」という。）その他関係諸法令等で定められているところに従い、各自必要な措置をとる。
2. 甲及び乙は、乙の派遣労働者から、育児介護休業法に基づく、育児休業、介護休業、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、勤務時間の短縮等の措置、子の看護休暇又は介護休暇の請求が乙にあった場合には、その請求に対し適切な措置を講じる。
3. 甲及び乙は、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントその他のハラスメント（以下、「ハラスメント等」という。）の防止等に配慮するとともに、万が一、乙の派遣労働者からハラスメント等に関する苦情又は相談を受けた場合には、誠実かつ迅速に必要な対応を行う。

第11条 (雇用の禁止)

甲は、派遣契約期間中は乙の派遣労働者を雇用してはならない。なお、甲が派遣契約期間中に当該派遣労働者の雇い入れを行うおうとする場合は、あらかじめ乙の承諾を得たうえで、甲、乙及び派遣労働者との三者合意の下、当該派遣契約を解除し、新たに紹介予定派遣契約又は有料職業紹介契約を締結する。

第12条 (業務上災害)

派遣就業にともなう派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。

第13条 (契約の解除)

1. 甲乙いずれかにおいて次の各号の一に該当し、又は本契約及び派遣契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときには、その相手方は何ら催告することなく本契約及び派遣契約の全部若しくは一部を解除し、又は解除権の行使とともに損害賠償の請求をすることができる。
 - 1) 第三者に対する債務のため、強制執行、保全処分、租税滞納処分等を受け若しくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立をなし若しくは受けたりしたとき、又は死亡若しくは解散したとき
 - 2) 小切手又は手形の不渡りを一回でも発生させたとき
 - 3) 甲が本契約にて定める派遣料金の支払いを怠ったとき
 - 4) 前号を除く本契約又は派遣契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - 5) 財産状態が悪化する等、債務の履行を困難とする相当な事実があると相手方が認めたとき
2. 甲が前項各号の一に該当したときには、乙に対する残債務の全額を直ちに現金で支払わなければならない。
3. 甲のやむを得ない事情により、派遣契約の全部又は一部をその契約期間の途中で解除しようとする場合には、甲は乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ1か月以上の猶予期間をもって乙に書面にて解除の通知を行う。
4. 甲及び乙は、派遣労働者の責めに帰すべき事由以外の事由によって派遣契約の解除が行われた場合、甲の関連会社での就業のあつせん、乙において他の派遣先を確保すること等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努める。
5. 甲は、甲の責めに帰すべき事由による派遣契約の解除において、前項による新たな就業機会の確保が出来ない場合、少なくとも乙に生じた休業手当、解雇予告手当額等に相当する額以上の額について、損害の賠償を行う。
6. 派遣契約の解除について、甲及び乙双方の責めに帰すべき事由がある場合には、それぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮する。
7. 甲は、派遣契約の解除を行う場合であつて、乙から請求があつたときは、派遣契約の解除を行う理由を乙に対し明らかにする。

第14条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - 1) 暴力団
 - 2) 暴力団員
 - 3) 暴力団準構成員
 - 4) 暴力団関係企業
 - 5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - 6) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明する。
 - 1) 暴力的な方法による要求をすること
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
 - 4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害すること
 - 5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること

- 6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
- 7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
- 8) その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならない。
4. 甲及び乙は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならない。
5. 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
6. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

第15条 (派遣労働者の個人情報の保護)

1. 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限る。ただし、目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び紹介予定派遣において許されている範囲である場合又は他の法律に定めのある場合には、この限りではない。
2. 甲及び乙は、本業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び個人の秘密を、正当な理由なく他人に漏洩してはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第16条 (機密保持)

1. 乙は、甲の営業上の機密、取引先の機密、個人情報、その他甲における業務遂行に関し知り得た事項を、正当な理由なく他人に漏洩してはならない。
2. 乙は、派遣労働者その他の乙の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第17条 (損害賠償)

1. 乙の派遣労働者が、派遣契約に定める業務の遂行において、故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合には、乙は甲に賠償責任を負う。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者(以下、「指揮命令者等」という。)の派遣労働者に対する指揮命令(必要な注意・指示をしなかった不作為を含む)により生じたと認められる場合及び、派遣契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
2. 前項の場合において、その損害が、乙の派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令との双方に起因するときには、甲乙協議し損害の負担割合を定める。
3. 甲は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、乙に書面で通知する。

第18条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。
2. 本契約の有効期間が終了した場合でも、終了前に締結された派遣契約については、本契約が派遣契約の有効期間中適用される。

第19条 (合意管轄)

本契約、覚書及び派遣契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とする。

第20条 (旧契約の解除等)

本契約の締結をもって、甲と乙との間で既に締結している労働者派遣に関する基本契約(以下、「旧契約」という。)を合意解除する。なお、旧契約に基づき現在締結中の派遣契約については、本契約の各条項を適用する。

第21条 (協議事項)

本契約の各条項に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議し円満に解決する。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者各自記名捺印し各1通宛これを保有する。

令和7年4月7日

派遣先(甲)

江南市赤童子町大堀90番地

江南市長 澤田和延

派遣元(乙)

〒151-0053
東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

パーソルテンプスタッフ株式会社
代表取締役 木村 和成
(労働者派遣事業許可番号: 派13-010026)

483-8701
愛知県江南市
赤童子町大堀90

江南市
子育て支援課 放課後児童支援グループ 御中

派遣先管理台帳（兼）通知書

台帳番号 10003097130-001

この度は弊社の派遣サービスをご利用頂き誠にありがとうございます。ご依頼の件につき下記の者を派遣することをご通知いたします。
尚、以下に通知した個人抵触日は、派遣先における同一の派遣労働者に係る組織単位ごとの受入期間制限の抵触日と異なる場合があります。

派遣先	名称	江南市 古知野東小学校学童室		
	就業場所	〒483-8044 愛知県江南市 宮後町船渡58		TEL: 0587-54-1111
	派遣先事業所名	愛知県江南市		期間制限対象外
	派遣先組織単位	古知野東小学校学童室		派遣先組織単位長職名 室長
	派遣先責任者	子育て支援課 放課後児童支援グループ グループリーダー		TEL: 0587-54-1111 様
	苦情申出先	子育て支援課 放課後児童支援グループ グループリーダー		TEL: 0587-54-1111 様
派遣条件	指揮命令者	子育て支援課 放課後児童支援グループ グループリーダー		TEL: 0587-54-1111 様
	業務内容	保育士 江南市内学童保育所（室）における支援員の補助業務等		
	責任の程度	役職なし		
	派遣期間	2025年 4月18日～2026年 3月31日		期間制限なし
	就業時間	14:30～18:30 時間外労働 有 法定時間外労働は1日15時間（フレックスタイム制度適用者を除く）、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内		
	就業曜日	月水金		3日/週
	休日	火木土日祝 （その他派遣先の休日に準ずる） 法定休日含む休日労働有（法定休日労働は月2回まで）		
	教育訓練	教育訓練を行った日時および内容については、別紙に記載する。		
	安全衛生	労働安全衛生法その他関係法令の定めに従い、各自必要な措置をとる。 情報機器操作の場合は、連続作業1時間を超えないよう、10～15分の休止を与える。		
	福利厚生	派遣先は、派遣先の労働者が通常利用している施設等の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずる。 該当施設等がある場合は、上段に記載する。		
	派遣料金 （税抜）	時間単価 2,100円 時間外 2,625円 休日 2,625円 休日かつ深夜 3,150円 深夜（22:00～29:00） 2,625円 深夜かつ時間外 3,150円 法定休日 2,835円 法定休日かつ深夜 3,360円 週40時間超加算単価 525円 時間外月60時間超加算単価 525円		

派遣条件	支払条件	当月末日締 翌月末日迄銀行振込 左記支払条件をご確認の上、相違がありましたらご連絡ください。	
	苦情処理の方法・連絡体制等	- 派遣先が派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。 - 派遣元が派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。 - 派遣先及び派遣元は、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともにその結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。 - 派遣労働者から苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況は別紙に記載する。	
	派遣契約解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	- 派遣先は専ら派遣先に起因する事由による労働者派遣契約の中途解除は出来ないものとする。但し、あらかじめ1ヶ月以上の猶予期間をもって派遣元に書面にて解除の申し入れを行い、派遣元の合意を得た場合はこの限りではない。 - 派遣先は、労働者派遣契約の中途解除の申し入れに対し派遣元から請求があったときは、解除を行おうとする理由を明示するものとする。 - 派遣先と派遣元は、労働者派遣契約の中途解除を行った場合、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。 - 派遣先は、労働者派遣契約の中途解除にあたって、新たな就業機会の確保ができない場合、少なくとも派遣元に生じた損害である休業手当、解雇予告手当等の額以上の損害の賠償を行うこと。	
派遣元	住所	〒485-0029 愛知県小牧市 中央1-260 名鉄小牧ホテル	
	事業主名称及び事業所名	パーソルテンプスタッフ株式会社 小牧オフィス	
	派遣元責任者	パーソルテンプスタッフ株式会社 小牧オフィス マネージャー TEL: 0568-55-6757 許可番号 派 13-010026	
	苦情申出先	小牧オフィス マネージャー TEL: 0568-55-6757	
社会保険	派遣スタッフ	原 陽子 女 45歳以上、60歳以上 ハロ ヨウコ 雇用契約期間 有期	
	労使協定対象	該当する 労使協定の有効期間の終期 2026/03/31	
	健康保険被保険者資格取得届	加入資格なし	1週間の所定労働時間が20時間以上の基準を満たさないため 賃金月額が8.8万円以上の基準を満たさないため
備考欄	厚生年金保険被保険者資格取得届	加入資格なし	1週間の所定労働時間が20時間以上の基準を満たさないため 賃金月額が8.8万円以上の基準を満たさないため
	雇用保険被保険者資格取得届	加入資格なし	1週間の所定労働時間が20時間以上の基準を満たしていないため
	派遣就業した日及び派遣就業した日ごとの始業、終業の時刻並びに休憩時間は別紙に記載する。 時間外労働の補足：特別条項適用により年間6回を限度として、1ヶ月80時間、年間720時間の範囲内		

労働者派遣契約書

台帳番号 10003097130-001

派遣先と派遣元とは、次の就業条件をもとに、労働者派遣契約を定めるものとします。

派遣先

派遣条件

名称	江南市 古知野東小学校学童室		
就業場所	〒483-8044 愛知県江南市 宮後町船渡58		TEL: 0587-54-1111
派遣先事業所名	愛知県江南市		
派遣先組織単位	古知野東小学校学童室	派遣先組織単位長職名	室長
派遣先責任者	子育て支援課 放課後児童支援グループ グループリーダー	TEL: 0587-54-1111	様
苦情申出先	子育て支援課 放課後児童支援グループ グループリーダー	TEL: 0587-54-1111	様
指揮命令者	子育て支援課 放課後児童支援グループ グループリーダー	TEL: 0587-54-1111	様
業務内容	保育士 江南市内学童保育所（室）における支援員の補助業務等		
責任の程度	役職なし		
派遣期間	2025年 4月18日～2026年 3月31日		
就業時間	14:30～18:30 時間外労働 有 法定時間外労働は1日15時間（フレックスタイム制度適用者を除く）、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内		
就業曜日	月水金		3日/週 派遣人員 1人
休日	火木土日祝 （その他派遣先の休日に準ずる） 法定休日含む休日労働有（法定休日労働は月2回まで）		
安全衛生	労働安全衛生法その他関係法令の定めに従い、各自必要な措置をとる。 情報機器操作の場合は、連続作業1時間を超えないよう、10～15分の休止を与える。		
福利厚生	派遣先は、派遣先の労働者が通常利用している施設等の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずる。 該当施設等がある場合は、上段に記載する。		
派遣料金（税抜）	時間単価 2,100円 時間外 2,625円 休日かつ深夜 3,150円 休日 2,625円 深夜かつ時間外 3,150円 深夜（22:00～29:00） 2,625円 法定休日かつ深夜 3,360円 法定休日 2,835円 週40時間超加算単価 525円 時間外月60時間超加算単価 525円		
支払条件	当月末日締 翌月末日迄銀行振込 左記支払条件をご確認の上、相違がありましたらご連絡ください。		
苦情処理の方法・連絡体制等	・派遣先が派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。 ・派遣元が派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。 ・派遣先及び派遣元は、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともにその結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。		
派遣契約解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	・派遣先は専ら派遣先に起因する事由による労働者派遣契約の中途解除は出来ないものとする。 但し、あらかじめ1ヶ月以上の猶予期間をもって派遣元に書面にて解除の申し入れを行い、派遣元の合意を得た場合はこの限りではない。 ・派遣先は、労働者派遣契約の中途解除の申し入れに対し派遣元から請求があったときは、解除を行おうとする理由を明示するものとする。 ・派遣先と派遣元は、労働者派遣契約の中途解除を行った場合、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。 ・派遣先は、労働者派遣契約の中途解除にあたって、新たな就業機会の確保ができない場合、少なくとも派遣元に生じた損害である休業手当、解雇予告手当等の額以上の損害の賠償を行うこと。		

派遣元	住所	〒 485-0029 愛知県小牧市 中央1-260 名鉄小牧ホテル	
	派遣元責任者	パーソルテンプスタッフ株式会社 小牧オフィス マネージャー	TEL: 0568-55-6757 許可番号 派 13-010026
	苦情申出先	小牧オフィス マネージャー	TEL: 0568-55-6757
派遣先が雇用する場合の紛争防止措置		派遣先が派遣労働者を直接雇用しようとする場合、派遣元に通知し協議の上職業紹介又は紹介予定派遣契約を締結し契約の定めに基づき対応する。派遣元は派遣労働者に対し職業紹介を行うなど直接雇用実現に努める。	
備考欄	派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定しない。 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定する 業務の遂行に必要な能力を付与するために実施する教育訓練（派遣法第40条第2項）について、派遣先は訓練を実施する等必要な措置を講じる。 時間外労働の補足：特別条項適用により年間6回を限度として、1ヶ月80時間、年間720時間の範囲内		

本契約は契約書記載内容に基づくものとさせていただきます。なお契約書記載内容をご確認いただき、契約内容に相違などございましたら、契約開始より一週間以内に弊社担当オフィスまでご連絡ください。

入札見積履歴

案件番号 2503262321700654285
調達整理番号 24
案件名称 次亜塩素酸ナトリウム
予定価格 105 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.08 13:08

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000178800	共立機巧株式会社	97.00円		
2	2000181502	林六株式会社 名古屋営業所	105.00円		
3	2000417801	中部クリーン株式会社 名古屋営業所	106.00円		
4	2000187200	山本薬品産業株式会社	110.00円		
5	2000403400	名エン株式会社	未受領		

[戻る](#)

単 価 契 約 書

1. 品名及び規格、品質

(1) 品 名 次亜塩素酸ナトリウム

(2) 規格、品質 ローリー 1kg

水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条第16号に定める基準に適合し、日本水道協会規格の水道用次亜塩素酸ナトリウム「JWWA K 120:2008」の品質一級で、下表に適合する製品とする。

項 目	単 位	規 格
有 効 塩 素	%	12 以上
塩 素 酸	mg/kg	4000 以下
臭 素 酸	mg/kg	50 以下
遊 離 ア ル カ リ	%	2 以下
比 重 (20 ℃)		1.16 以下
塩 化 ナ ト リ ウ ム	%	4 以下

2. 契約単価 金 104.76 円/kg

契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

3. 契約保証金 免除

4. 契約期間 自 令和7年4月11日
至 令和8年3月31日

5. 納入場所 江南市般若町中山146番地
江南市後飛保町西町35

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と 共立機巧株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月10日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 名古屋市中村区岩塚本通3-3
共立機巧株式会社
代表取締役 西田 憲司

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月8日（火）午前10時00分			
執行場所	江南市役所 防災センター2階 研修室2			
物品名	カラープリンタ用インクカートリッジ			
納入場所	江南市赤童子町大堀90番地 江南市役所 電子計算室			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
(有)富田文溪堂 江南支店	他 欠			
中部事務機㈱ 尾張支店	1,805,400			
ニワセイ	1,731,620			落札
パピエ	1,754,400			
ハマヤ	1,802,000			

*上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

単 価 契 約 書

1 品名及び規格、品質

(1) 品名 カラープリンタ用インクカートリッジ

(2) 規格、品質 単価明細書のとおり

2 契約単価 単価明細書のとおり

(契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。)

3 契約保証金 免除

4 契約期間 自 令和 7 年 4 月 9 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

5 納入場所 江南市赤童子町大堀 9 0 番地 江南市役所 電子計算室

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。))とニワセイ(以下「受注者」という。))との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 7 年 4 月 8 日

発注者 江南市赤童子町大堀 9 0

江 南 市

市 長 澤田 和延

受注者 江南市古知野町古渡 1 3 0

ニワセイ

代 表 丹羽 誠

単価明細書

物件名：カラープリンタ用インクカートリッジ

品 名	規格・品質	仕様及び備考	単価(円) ※
iX6830 用インク (シアン)	Canon BCI-351XLC	シアン 単色	1,606 円
iX6830 用インク (マゼンタ)	Canon BCI-351XLM	マゼンタ 単色	1,606 円
iX6830 用インク (イエロー)	Canon BCI-351XLY	イエロー 単色	1,606 円
iX6830 用インク (ブラック顔料)	Canon BCI-355XXLPGBK	ブラック 単色	2,390.3 円
iX6830 用インク (ブラック染料)	Canon BCI-351XLBK	ブラック 単色	1,606 円

※ 契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

2025年04月08日 09時02分

入札見積履歴

案件番号

2503262321700654281

調達整理番号

20

案件名称

量水器(Φ13)改造

予定価格

1,250 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.08 09:02

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000364500	柏原計器工業株式会社	860.00円		
2	2000256102	株式会社阪神計器製作所 西宮支店	870.00円		
3	2000264301	株式会社ニツコク 名古屋支店	990.00円		
4	2000754801	愛知時計電機株式会社 名古屋支店	1,180.00円		
5	2000209602	東洋計器株式会社 名古屋支店	1,300.00円		
6	2000274601	アズビル金門株式会社 名古屋支店	1,500.00円		

戻る

単 価 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
(1) 品名 量水器φ13 (改造)
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- 2 契約単価 金946円
契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 自 令和7年4月10日
至 令和8年3月31日
- 5 納入場所 江南市般若町中山146番地 (下般若配水場)

上記物品について、江南市（以下「発注者」という。）と柏原計器工業株式会社（以下「受注者」という。）との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月9日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 住所 大阪府柏原市本郷5丁目3番28号
氏名 柏原計器工業株式会社
代表取締役 三浦 直人

2025年04月08日 09時17分



入札見積履歴

案件番号 2503262321700654282
調達整理番号 21
案件名称 量水器(Φ13)大改造
予定価格 1,900 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.08 09:17

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000364500	柏原計器工業株式会社	1,520.00円		
2	2000274601	アズビル金門株式会社 名古屋支店	1,550.00円		
3	2000209602	東洋計器株式会社 名古屋支店	1,570.00円		
4	2000256102	株式会社阪神計器製作所 西宮支店	1,600.00円		
5	2000754801	愛知時計電機株式会社 名古屋支店	1,660.00円		
6	2000264301	株式会社ニッコク 名古屋支店	1,690.00円		

戻る

単 価 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品名 量水器φ13（大改造）
 - (2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- 2 契約単価 金1,672円
契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 自 令和7年4月10日
至 令和8年3月31日
- 5 納入場所 江南市般若町中山146番地（下般若配水場）

上記物品について、江南市（以下「発注者」という。）と柏原計器工業株式会社（以下「受注者」という。）との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月9日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 住所 大阪府柏原市本郷5丁目3番28号
氏名 柏原計器工業株式会社
代表取締役 三浦 直人

2025年04月08日 09時32分

入札見積履歴

案件番号 2503262321700654283

22

調達整理番号

案件名称 量水器(Φ20)新品

予定価格 3,600 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.08 09:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000364500	柏原計器工業株式会社	3,350.00円		
2	2000209602	東洋計器株式会社 名古屋支店	3,430.00円		
3	2000264301	株式会社ニッコク 名古屋支店	3,540.00円		
4	2000274601	アズビル金門株式会社 名古屋支店	3,550.00円		
5	2000754801	愛知時計電機株式会社 名古屋支店	3,660.00円		
6	2000256102	株式会社阪神計器製作所 西宮支店	3,800.00円		

[戻る](#)

単 価 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品名 量水器φ20（新品）
 - (2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- 2 契約単価 金3,685円
契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 自 令和7年4月10日
至 令和8年3月31日
- 5 納入場所 江南市般若町中山146番地（下般若配水場）

上記物品について、江南市（以下「発注者」という。）と柏原計器工業株式会社（以下「受注者」という。）との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月9日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 住所 大阪府柏原市本郷5丁目3番28号
氏名 柏原計器工業株式会社
代表取締役 三浦 直人

2025年04月08日 09時47分

入札見積履歴

案件番号 2503262321700654284

23

調達整理番号

案件名称 量水器(Φ20)改造

予定価格 1,300 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.08 09:47

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000364500	柏原計器工業株式会社	970.00円		
2	2000256102	株式会社阪神計器製作所 西宮支店	980.00円		
3	2000264301	株式会社ニッコク 名古屋支店	1,270.00円		
4	2000754801	愛知時計電機株式会社 名古屋支店	1,280.00円		
5	2000209602	東洋計器株式会社 名古屋支店	1,600.00円		
6	2000274601	アズビル金門株式会社 名古屋支店	1,800.00円		

戻る

単 価 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品名 量水器φ20（改造）
 - (2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- 2 契約単価 金1,067円
契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 自 令和7年4月10日
至 令和8年3月31日
- 5 納入場所 江南市般若町中山146番地（下般若配水場）

上記物品について、江南市（以下「発注者」という。）と柏原計器工業株式会社（以下「受注者」という。）との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月9日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 住所 大阪府柏原市本郷5丁目3番28号
氏名 柏原計器工業株式会社
代表取締役 三浦 直人

2025年04月09日 09時32分



入札見積履歴

案件番号

2503272321700654347

調達整理番号

27

案件名称

学校給食管理システム借上

予定価格

129,300 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.09 09:32

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000600401	株式会社JECC	100,800円		
2	2000405101	FLCS株式会社 東海支店	101,500円		
3	2005966902	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店	辞退		
4	2005772302	NTT・TCリース株式会社 東海支店	辞退		
5	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	辞退		

戻る

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と 株式会社JECC（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項により学校給食管理システム機器の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務をもって、次の物件に関する契約を履行するものとする。

（1）賃貸借名

学校給食管理システム借上（以下「機器等」という。）

（2）賃貸借の内容

別紙「給食管理システム機器賃貸借仕様書」のとおり

（設置場所）

第2条 機器等の設置場所は、次のとおりとする。

江南市立学校給食センター 江南市小杵町鴨ヶ池109番地

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第4条 基本システム及び機器賃貸借料は、月額金110,880円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金10,080円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（個人情報の保護）

第6条 貸付人は、この契約による個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 貸付人は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

3 貸付人は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は

不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

- 4 貸付人は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、借受人が必要と認める場合については、書面により借受人にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 5 貸付人は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により貸付人が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 6 貸付人は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは借受人の承諾を得るものとする。
- 7 貸付人は、借受人の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託するときは、この契約により貸付人が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、貸付人はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 8 貸付人は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、この契約による業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 9 貸付人は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、借受人の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 10 貸付人は、この契約による業務を処理するため借受人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、借受人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 11 貸付人は、この契約による業務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、借受人の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 12 貸付人は、この契約による業務を処理するため借受人から提供を受けた個人情報が記録された資料等の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。貸付人自らが当該業務を処理するために収集した個人情報が記録された資料等についても、同様とする。
- 13 貸付人がこの契約による業務を処理するために、借受人から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに借受人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、借受人が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 14 貸付人は、借受人の指示により、個人情報を削除し、又は個人情報が記録された資料等を廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、貸付人の証明書等により、借受人に報告するものとする。
- 15 貸付人が、個人情報が記録された資料等について、借受人の承諾を得て再委託による提供をした場合又は借受人の承諾を得て第三者に提供した場合、貸付人は、借受人の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 16 借受人は、この契約により貸付人が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況

について、貸付人に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は貸付人に対して指示を与えることができる。なお、貸付人は、借受人から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

17 貸付人は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに借受人に報告し、借受人の指示に従うものとする。この場合、借受人は、貸付人に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の再委託先又は第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

18 貸付人は、この契約により貸付人が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより借受人が損害を被った場合、借受人にその損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（機器等の引渡し）

第8条 機器等の引渡しの日は、令和7年7月31日とする。

2 貸付人は、前項の機器等の引渡しの日までにこれを設置し、借受人が使用できる状態に調整したのち、借受人の指定する検査員の検査を受け、引き渡すものとする。

（賃貸借料の支払方法）

第9条 機器等の賃貸借料は、第4条に規定する金額とする。ただし、この契約が月の途中において解除されたとき又は貸付人の責に帰すべき理由によって借受人が機器等を使用することができなかったときは、賃貸借料は日割計算とする。

2 機器等の賃貸借料は、月払いとし、貸付人は、使用月の翌月初めに、借受人に対して請求を行い、借受人は、貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して機器等の賃貸借料を支払うものとする。

（機器等の保守）

第10条 貸付人は、機器等の正常な機能を維持するため、保守の責めを負うものとする。

2 貸付人は、定期に又は機器等に不時の故障が発生した場合は、借受人の通知により貸付人又はメーカーの従業員を派遣し、必要な修理又は調整等を行うものとする。

（借受人の負担する保守等に必要な費用）

第11条 機器等の調整及び保守等に必要となる費用のうち、次の各号に定めるものについては借受人が負担するものとする。

(1) 電力量

(2) 消耗品及びその他の補給品

(他の機械器具の取付け又は機器等の改造等)

第12条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) 機器等に他の機械器具の取付け又は機器等の改造

(2) 機器等を第2条に規定する設置場所から移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第13条 機器等が隠れたる瑕疵により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、貸付人が負担するものとする。

(機器等の据付及び調整費用等)

第14条 機器等の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(借受人の契約解除権)

第15条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を行った後に文書によってこの契約を解除することができるものとし、このために貸付人に損害が生じてもこの責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 貸付人から契約解除の申し出があり、その事由を借受人が正当と認めるとき。

(貸付人の契約解除権)

第16条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務を履行しない場合、催告を行った後に文書によってこの契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第17条 借受人又は貸付人は、前2条(第15条第4号を除く。)の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(予算の減額、削減による契約の解除)

第18条 借受人は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、契約期間中であっても予算の減額又は削減があった場合は、貸付人と協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じて、借受人はその責めを負わないものとする。

- (1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸付人又は貸付人が構成事業者である事業者団体（以下「貸付人等」という。）に対して行われたときは、貸付人等に対する命令で確定したものをいい、貸付人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、貸付人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸付人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じて、借受人はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又はその他の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 貸付人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、借受人が貸付人に対して当該契約の解除を求め、貸付人がこれに従わなかったとき。
- (8) 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸付人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として借受人の指定する期間内に支払わなければならない。

（その他借受人の解除権）

第21条 借受人は、業務が完了しない間は、第15条、第19条及び前条に規定する

場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 借受人は、前項によりこの契約を解除した場合において、これにより貸付人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、借受人と貸付人とが協議して定める。

(解除の通知)

第22条 借受人は、第15条及び前3条によりこの契約を解除するときは、遅滞なくその旨を貸付人に通知しなければならない。

(解除の効果)

第23条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する借受人及び貸付人の義務は消滅する。

- 2 借受人は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、貸付人が既に業務を完了した部分があると認めたときは、既済部分を検査の上、当該検査に合格した既済部分に係る賃貸借料を貸付人に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既済部分に係る賃貸借料は、借受人と貸付人とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、借受人が定め、貸付人に通知する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第24条 貸付人は、第19条各号のいずれかに該当するときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

- 2 貸付人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 第19条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第19条第4号に規定する刑に係る確定判決において、貸付人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第25条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若

しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の契約からの排除措置を講じることがある。

(機器等の返還)

第26条 借受人は、この契約の解約により機器等を返還する場合は、機器等を搬入当時の状態にもどし、すみやかに機器等を貸付人に返還するものとする。

- 2 機器等の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。
- 3 機器等に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第27条 貸付人は、機器等の賃貸借期間中、貸付人の選定した保険会社との間で新価特約付動産総合保険を締結するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第28条 借受人は、機器等の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって機器等を管理するものとする。

- 2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、機器等が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。
- 3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。
- 4 借受人は、機器等及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第29条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、機器等の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第30条 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、契約解除後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第31条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

- (1) 機器等について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。
- (2) 機器等について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(賃貸借期間終了後の無償譲渡)

第32条 貸付人は、賃貸借期間終了時に、借受人が所有権の取得を申し出た機器等については、借受人に無償で譲渡するものとする。

(江南市契約規則の遵守)

第33条 この契約に定めるもののほか、貸付人は契約履行に関して江南市契約規則(昭和54年3月20日規則第3号)を遵守しなければならない。

(協議事項)

第34条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、借受人及び貸付人が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月21日

借受人 江南市
市 長 澤 田 和 延

貸付人 東京都千代田区丸の内3-4-1
株式会社JECC
営業統括本部長 飯 倉 義 一

2025年04月09日 09時47分

入札見積履歴

案件番号 2503282321700654386
調達整理番号 28
案件名称 ページプリンタ用トナーカートリッジ
予定価格 9,566,630 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.09 09:47

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000619602	NECフィールディング株式会社 中部支社名古屋支店	8,036,530.00円		
2	2000961401	株式会社フューチャイン	11,580,500.00円		
3	2002434701	中部事務機株式会社 尾張支店	辞退		
4	2000785600	教育産業株式会社	辞退		
5	2000721301	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社	辞退		

戻る

単 価 契 約 書

1 品名及び規格、品質

(1) 品名 ページプリンタ用トナーカートリッジ

(2) 規格、品質 単価明細書の通り

2 契約単価

単価明細書の通り

(契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。)

3 契約保証金

免除

4 契約期間

自 令和 7年 4月10日

至 令和 8年 3月31日

5 納入場所

江南市赤童子町大堀90番地 江南市役所 電子計算室

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)とNEC フィールディング株式会社中部支社 名古屋支店(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 7年 4月 9日

発注者

江南市赤童子町大堀90

江 南 市

市 長

澤田 和延

受注者

名古屋市北區城見通3丁目5番

NEC フィールディング株式会社

中部支社 名古屋支店

名古屋支店長

山崎

直宏

単価明細書

物件名：ページプリンタ用トナーカートリッジ

品 名	型 名	備考	単価
NEC N3974-01 用 PC カートリッジ	EF-3469	純正品	61,875 円
NEC N3974-01 用 トナーカートリッジ	EF-3468	純正品	16,500 円
NEC MultiWriter3M550 用 トナーカートリッジ	PR-L3M550-65	環境循環型	21,450 円
NEC MultiWriter3M550 用 ドラムカートリッジ	PR-L3M550-31	純正品	17,094 円
NEC MultiWriter8700 用 トナーカートリッジ	PR-L8700-65	環境循環型	21,890 円
NEC MultiWriter8700 用 ドラムカートリッジ	PR-L8700-31	純正品	17,248 円
NEC MultiWriter5350 用 トナーカートリッジ	PR-L5350-11	純正品	10,472 円
NEC MultiWriter5350 用 ドラムカートリッジ	PR-L5350-31	純正品	16,478 円
NEC MultiWriter4700 用 トナーカートリッジ	PR-L4700-12	純正品	26,796 円
NEC MultiWriter4700 用 ドラムカートリッジ	PR-L4700-31	純正品	60,522 円
NEC MultiWriter 3C751A 用 トナーカートリッジ	PR-L3C751-14	純正品	30,338 円
NEC MultiWriter3C751A 用 ドラムカートリッジ	PR-L3C751-31	純正品	42,350 円
NEC MultiWriter3C751A 用 トナー回収ボトル	PR-L3C751-33	純正品	5,082 円

※1 契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

2025年04月09日 09時03分



入札見積履歴

案件番号 2503272321700654345

25

調達整理番号

案件名称 市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカー

予定価格 93,360,800 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.09 09:02

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000760501	アプロ通信株式会社 中部支社	89,600,000円		
2	2000176400	朝日電気工業株式会社	95,500,000円		
3	2000996700	中央電気工事株式会社	96,800,000円		
4	2000544900	名鉄日エンジニア株式会社	98,000,000円		
5	2000206400	電研コテム株式会社	99,000,000円		

戻る

売買仮契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカー
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数量 1式

2 契約金額 金98,560,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金8,960,000円

3 契約保証金 免除

4 納入期限 令和8年3月30日

5 納入場所 江南市民文化会館 江南市北野町川石25番地1

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）とアプロ通信株式会社 中部支社（以下「受注者」という。）との間に別途条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年4月10日

発注者 江南市

市長 澤田和延

受注者 清須市春日五反地18

アプロ通信株式会社 中部支社

支社長 長尾昭人

賃 貸 借 契 約 書

江南市（以下「賃借人」という。）とハマヤ（以下「賃貸人」という。）との間において、次の条項によりコピー機の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約を信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って履行し、賃貸人はコピー機を賃借人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、コピー機が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、コピー機に必要な消耗品等（用紙を除く。以下同じ。）を円滑に供給することを目的とする。

（コピー機及び設置場所）

第2条 コピー機及びコピー機の設置場所は、後記記載のとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年5月1日から令和13年4月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第3条 コピー機の賃貸借料は、後記記載のとおりとする。ただし、賃貸借物件に対する公租公課に変動が生じた場合には、賃借人賃貸人協議の上、これを変更することができる。

2 前項の賃貸借料には、次の費用を含むものとする。

- (1) コピー機賃貸借料
- (2) 用紙以外の消耗品費用
- (3) 保守点検費用
- (4) 設置・取り付け及び撤去にかかる費用

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 賃貸人は、賃借人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(コピー機の引渡し)

第7条 賃貸人は、コピー機の賃貸借開始の日までにこれを設置し、賃借人が使用できる状態に調整したのち、賃借人の指定する検査員の検査を受け、引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 コピー機の賃貸借料の支払い方法は、後記記載により賃借人が賃貸人から請求書を受領した日から起算して30日以内に、賃貸人に対して支払うものとする。

(コピー機の保守)

第9条 賃貸人は、コピー機を賃借人が正常な状態で使用できるように技術員を毎月一回以上設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 コピー機が故障した場合は、賃借人の請求により、賃貸人は技術員を速やかに派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(他の機械器具の取付け又はコピー機の改造等)

第10条 賃借人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による賃貸人の承諾を必要とする。

(1) コピー機に他の機械器具の取付け又はコピー機の改造

(2) コピー機を第2条に規定する設置場所からの移転

2 前項の場合に要する費用は、賃借人が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第11条 コピー機が隠れたる瑕疵により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、賃貸人が負担するものとする。

(コピー機の据付及び調整費用等)

第12条 コピー機の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、賃貸人が負担するものとする。

(賃借人の契約解除権)

第13条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を行った後に文書によってこの契約を解除することができるものとし、このために賃貸人に損害が生じててもこの責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 賃貸人から契約解除の申し出があり、その事由を賃借人が正当と認めるとき。

(賃貸人の契約解除権)

第14条 賃貸人は、賃借人がこの契約に定める義務を履行しない場合、催告を行った後に文書によってこの契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第15条 賃借人又は賃貸人は、前2条(第13条第4号を除く)の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(予算の減額、削減による契約の解除)

第16条 賃借人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(コピー機の返還)

第17条 賃借人は、この契約の解約によりコピー機を返還する場合は、コピー機を搬入当時の状態にもどし、すみやかに賃貸人に返還するものとする。

2 コピー機の返還後の旧設置場所の補修費用は、賃借人が負担するものとする。

3 コピー機に欠損がある場合は、賃貸人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第18条 コピー機に対する保険の付保及び当該保険料は、賃貸人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第19条 賃借人は、コピー機の設置場所をあらかじめ賃貸人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもってコピー機を管理するものとする。

2 賃貸人は、賃借人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、賃借人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、賃借人及び賃貸人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 賃借人は、コピー機及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第20条 賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由によるものではなく、コピー機の使

用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第21条 賃貸人並びに賃貸人又はメーカーの従業員は、この契約の履行に関して知り得た賃借人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約解除後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第22条 次の場合、賃借人は遅滞なく賃貸人に通知しなければならないものとする。

(1) コピー機について、賃貸人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。

(2) コピー機について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(江南市契約規則の遵守)

第23条 この契約に定めるもののほか、賃貸人は契約履行に関して江南市契約規則(昭和54年3月20日規則第3号)を遵守しなければならない。

(協議事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、賃借人及び賃貸人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、賃借人及び賃貸人が記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年4月11日

賃借人 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田和延

賃貸人 江南市村久野町河戸95番地
ハマヤ
北畑祐二

又

(單位：日)

[illegible]

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 空調設備保守点検委託
- 2 業 務 場 所 江南市赤童子町大堀70番地、江南市安良町八王子121番地
- 3 委 託 期 間 自 令和7年4月11日
至 令和8年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和7年5月1日
至 令和8年4月30日
- 5 委 託 料 金1,540,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金140,000 円

- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社テクノ菱和 名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月11日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住所 名古屋市熱田区一番2-1-43
氏名 株式会社テクノ菱和 名古屋支店
執行役員支店長 水野 則康

2025年04月10日 09時21分

入札見積履歴

案件番号 2503282321700654419

30

調達整理番号

案件名称 道路草刈委託(1)

予定価格 2,178,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.10 09:21

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000401900	株式会社永井組	2,100,000円		
2	2000505400	株式会社林本組	2,130,000円		
3	2004399200	株式会社林本建設	2,140,000円		
4	2000324100	伊神工業株式会社	2,150,000円		
5	2000943000	永井建設工業株式会社	2,160,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 道路草刈委託（１）
- 2 業務場所 江南市草井町地内
- 3 委託期間 自 令和 7 年 4 月 12 日
至 令和 7 年 11 月 14 日
- 4 委託料 金 2,310,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 210,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社永井組との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を２通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自１通を保管する。

令和 7 年 4 月 11 日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 江南市草井町西 7
株式会社永井組
代表取締役 永井 義康

入札執行調書

(単位: 円)

執行年月日	令和7年4月10日 午後2時00分			
業務名	コピー機借上 3台			
業務場所	古知野東公民館・古知野西公民館・古知野北公民館			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
キヤノンシステムアンドサポート㈱ 中部営業本部				辞退
(有)富田文溪堂 江南支店	21,600			
ハマヤ	20,250			○
中部事務機㈱ 尾張支店	23,100			
リコージャパン㈱ エンタープライズ事業本部 中部MA事業部 公共営業部	29,910			

※上記落札金額に100分の8に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

1. コピー機仕様

コニカミノルタ bizhub 287

自動両面原稿送り装置

2. 設置場所

設 置 場 所		台数
江南市立古知野東公民館	江南市宮後町清水 1 6 1 番地	1 台
江南市立古知野西公民館	江南市東野町郷前 1 1 番地	1 台
江南市立古知野北公民館	江南市和田町宮 1 4 4 番地	1 台

3. 賃貸借料

料金区分	契約金額	
コピー機賃貸借料	1 台の月額	6, 5 4 5 円
コピー機保守料	1 カウント単価	2. 2 円
コピー機保守料金は、コピー機のメーターから算出する。 上記額は消費税を含む。		

4. 賃貸借料の支払方法は、月払いとする。

5. 賃貸人は、上記 4 の請求にあたっては、毎月末において賃借人の指定する検査員の確認を受けて、コピー枚数を算出し賃借人に請求するものとする。

6. この契約における 1 か月とは、月の初日から末日をいう。

7. 契約開始の月または解除の月において、コピー機の試用期間が 1 か月に満たない場合のコピー機賃貸借料は、使用期間に応じて日割計算して算出する。

特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 賃貸人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 賃貸人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、本契約の定めるところによる。ただし、この解除により賃貸人に損害を及ぼしても賃借人はその責めを負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 賃貸人は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。賃貸人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、賃借人は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、賃貸人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社愛知支社（以下「貸付人」という。）との間に次の条項により、電子複写機（以下「複写機」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って履行し、貸付人は複写機を借受人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複写機に必要な消耗品等（用紙を除く。以下同じ。）を円滑に供給することを目的とする。

（複写機及び設置場所）

第2条 複写機及び複写機の設置場所は、後記記載のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年5月1日から令和13年4月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第4条 複写機の賃貸借料は後記記載のとおりとする。ただし、賃貸借物件に対する公租公課に変動が生じた場合は、借受人及び貸付人協議の上、これを変更することができる。

2 貸付人が請求する消費税及び地方消費税は、後記記載のとおり内税とする。

（賃貸借料の支払方法）

第5条 複写機の賃貸借料の支払方法は、後記記載により借受人が貸付人から請求書を受理したその日から起算して30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、全額を免除する。

（複写機の保守）

第7条 貸付人は、複写機を借受人が常時正常な状態で使用できるよう技術員を毎月1回以上設置場所に派遣して点検・調整を行わなければならない。

2 複写機が故障した場合は、借受人の請求により、貸付人は技術員を速やかに派遣して、正常な状態に回復させなければならない。

(消耗品等の供給)

第8条 貸付人は、第1条の規定により複写機に必要な消耗品等を速やかに借受人に供給するものとする。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第9条 複写機及び消耗品等の所有権は貸付人に属し、借受人は善良な注意義務を持って使用管理し、現状を変更するような行為並びに他に流用してはならないものとする。

(設置場所の変更)

第10条 借受人は設置場所を変更する場合は、予め貸付人に通知し、複写機の移動は、貸付人が実施するものとする。

2 前項の規定により設置場所の変更に要する費用は借受人に請求することができるものとする。

(保険)

第11条 複写機に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(損害賠償)

第12条 貸付人は、借受人が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、貸付人はその賠償を借受人に請求できるものとする。

(秘密の保持)

第13条 貸付人は、保守の実施にあたって知り得た借受人の業務上の秘密を第三者に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

(解約の申出)

第14条 借受人は、この契約を解約する場合は、文書による3ヶ月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15条 借受人又は貸付人は、この契約の責務を履行しない場合は文書をもって通告し、この契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(複写機及び消耗品等の返還)

第16条 借受人は、この契約が終了した場合、複写機及び消耗品等をすみやかに貸付人に返還するものとする。

(協議事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを定めるものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 18 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

この契約を証するため契約書を 2 通作成し、借受人及び貸付人記名押印の上、各自 1 通保管する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

(借受人) 江南市

市 長 澤田 和延

(貸付人) 名古屋市中区栄 1-12-17
富士フイルムビジネスイノベーション
ジャパン株式会社 愛知支社
支社長 水谷 学

1 契約対象複写機及び設置場所

契約対象複写機 富士フイルムビジネスイノベーション
Apeos 4570 (Model-P) 1台
設置場所 江南市赤童子町大堀70番地江南市消防本部

2 賃貸借料（消費税及び地方消費税を含む）

賃貸料金（基本料金）	月額	4,400円
保守料金（カウント料）	1カウント当たり	1,540円

※用紙を除く消耗品は、保守料金に含むものとする。

3 賃貸借料の支払方法は、月末締めによる月払いとする。

4 貸付人は、上記3の請求にあつては、毎月末において借受人の係員の確認を受けて、複写枚数を算出し借受人に請求するものとする。

5 この契約における1ヶ月とは、月の初日から末日までをいう。

6 契約開始の月または解約の月において、複写機の使用期間が1ヶ月に満たない場合、賃貸料金（基本料金）は、使用期間に応じて日割計算し算出する。

2025年04月10日 13時04分

入札見積履歴

案件番号 2503282321700654387
調達整理番号 29
案件名称 小型動力ポンプ付積載車
予定価格 13,169,090 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.10 13:04

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000608500	内外物産株式会社	13,500,000円	13,350,000円	13,000,000円
2	2000298100	高茂防災株式会社	13,600,000円	13,400,000円	13,300,000円
3	2001610301	株式会社モリタ 名古屋支店	14,000,000円	辞退	
4	2000089801	小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所	13,620,000円	辞退	
5	2000034500	平和機械株式会社	13,550,000円	辞退	



売 買 契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 小型動力ポンプ付積載車
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数量 1台

2 契約金額 金 14,300,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 1,300,000円

3 契約保証金 免 除

4 納入期限 令和8年2月28日

5 納入場所 江南市赤童子町大堀70番地 江南市消防本部

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）と内外物産株式会社（以下「受注者」という。）との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月11日

発注者 江南市
市 長 澤田 和延

受注者 一宮市千秋町小山字高砂30番地
内外物産株式会社
代表取締役 永田 豊

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月10日 午後4時45分				
物件名	紙類売払い				
引渡場所	買受人の作業所				
氏名	見積総金額	新聞紙	ダンボール	牛乳パック	摘要
一宮紙原料㈱	3,248,800	27.8	17.5	29.8	
㈱紙資源名古屋	3,228,000	27.0	19.0	22.0	
㈱小牧宮崎	3,312,000	26.0	21.0	25.0	◎
福田三商㈱	3,252,000	27.0	19.0	25.0	
㈱江南紙原料					欠席
㈱パックス					辞退

※ 消費税及び地方消費税を含まない。

※ 総金額の一番高い業者と単価契約を結ぶ。(入札単価計算書を参照)

売 買 契 約 書

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 物 品 名 | 資源ごみ（紙類） |
| 2 | 引渡場所 | 小牧市元町三丁目 150 番地 株式会社 小牧宮崎 |
| 3 | 契約期間 | 自 令和 7 年 5 月 1 日
至 令和 7 年 9 月 3 0 日 |
| 4 | 契約単価 | 新聞紙 1 kg 当り 2 8 . 6 円
ダンボール 1 kg 当り 2 3 . 1 円
牛乳パック 1 kg 当り 2 7 . 5 円 |

契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

5. 契約保証金 免除

上記の資源ごみについて、売渡人江南市と買受人 株式会社 小牧宮崎 との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものである。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月11日

壳渡人 江南市
市長 澤田 和延

買受人 小牧市元町三丁目150番地
株式会社 小牧宮崎
代表取締役 梅田 慎也

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月10日 午後4時15分			
物 件 名	空き缶(アルミ、スチール)売払い			
引 渡 場 所	買受人の作業所			
氏 名	見積総金額	アルミ缶	スチール缶	摘要
株式会社サンポー	4,930,000	200	31	
ヤマショー金属株式会社	3,950,000	160	25	
小牧金属株式会社	3,200,000	130	20	
坪井金属株式会社				辞退
丸ア金属株式会社	5,360,000	220	32	◎

※ 消費税及び地方消費税を含まない。

※ 総金額の一番高い業者と単価契約を結ぶ。(入札単価計算書を参照)

売 買 契 約 書

- 1 物 品 名 空き缶 (アルミ、スチール) 売払い
- 2 引渡場所 一宮市明地字下柳之内 7 8 番地 1
 (丸ア金属株式会社)
- 3 契約期間 自 令和 7 年 5 月 1 日
 至 令和 7 年 9 月 3 0 日
- 4 契約単価 アルミ缶 1 kg 当り金 2 4 2 円
 スチール缶 1 kg 当り金 3 5 . 2 円
- 契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。
- 5 契約保証金 免 除

上記の資源ごみについて、売渡人江南市と買受人 丸ア金属株式会社 との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものである。

この契約を証するため、契約書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 7 年 4 月 1 4 日

売渡人 江南市
 市 長 澤田 和延

買受人 一宮市明地字下柳之内 7 8 番地 1
 丸ア金属株式会社
 代表取締役 東 建志

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月11日 午後4時30分			
業 務 名	一般廃棄物最終処分場水質検査委託			
業 務 場 所	江南市小杣町鴨ヶ池305番地 江南市一般廃棄物最終処分場 外2			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
株式会社愛研	1,080,000			
株式会社環境公害 センター	1,100,000			
株式会社三協	1,060,000			
株式会社トープ 江南営業所	1,500,000			
尾北環境分析株式 会社	1,045,000			。落札

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 一般廃棄物最終処分場水質検査委託
- 2 業務内容 別添仕様書のとおり
- 3 業務場所 江南市小杣町鴨ヶ池305番地 江南市一般廃棄物最終処分場 外2
- 4 委託期間 自 令和7年4月15日
至 令和8年3月31日
- 5 委託料 金1,149,500円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金104,500円
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者 尾北環境分析株式会社 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月14日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市赤童子町福住12番地
尾北環境分析株式会社
代表取締役 早野 壮

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月11日 午前8時30分			
業 務 名	可燃ごみ収集運搬委託（第1コース）			
業 務 場 所	別紙仕様書のとおり			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
株式会社大栄工業	16,540,000			⑨落札
株式会社倉衛工業	17,000,000			
シバタ株式会社	19,000,000			
大和エンタープライズ株式会社	17,500,000			
有限会社ホテイクリー	17,660,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 可燃ごみ収集運搬委託(1コース)

2 業 務 場 所 別添仕様書のとおり

3 委 託 期 間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日

4 委 託 料 金 18,051,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,641,000 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 大栄工業との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月17日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市赤童子町大堀19
株式会社 大栄工業
代表取締役 佐藤 全宏

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月11日 午前8時40分			
業 務 名	可燃ごみ収集運搬委託 (第2コース)			
業 務 場 所	別紙仕様書のとおり			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
株式会社大栄工業	15,000,000			
株式会社倉衛工業	15,500,000			
シバタ株式会社	17,000,000			
大和エンタープライズ株式会社	14,432,500			@落札
有限会社ホテイクリ	14,800,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 可燃ごみ収集運搬委託(2コース)

2 業 務 場 所 別添仕様書のとおり

3 委 託 期 間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日

4 委 託 料 金 15,875,750 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,443,250 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 大和エンタープライズ 株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月17日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市上奈良町久保144
大和エンタープライズ 株式会社
代表取締役 南村 朋幸

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月11日 午前8時50分			
業 務 名	可燃ごみ収集運搬委託 (第3コース)			
業 務 場 所	別紙仕様書のとおり			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
株式会社大栄工業	14,607,000			◎ 落札
株式会社倉衛工業	15,600,000			
シバタ株式会社	17,000,000			
大和エンタープライズ株式会社	16,000,000			
有限会社ホテイクリ ー	15,000,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 可燃ごみ収集運搬委託(3コース)
- 2 業 務 場 所 別添仕様書のとおり
- 3 委 託 期 間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日
- 4 委 託 料 金 16,067,700 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,460,700 円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 大栄工業との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月17日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市赤童子町大堀19
株式会社 大栄工業
代表取締役 佐藤 全宏

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月11日 午前9時00分			
業務名	可燃ごみ収集運搬委託（第4コース）			
業務場所	別紙仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社大栄工業	15,900,000			
株式会社倉衛工業	16,100,000			
シバタ株式会社	15,260,000			◎落札
大和エンタープライズ株式会社	16,500,000			
有限会社ホテイクリオン	16,000,000			

※上記落札金額に100分の1.0に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 可燃ごみ収集運搬委託(4コース)

2 業 務 場 所 別添仕様書のとおり

3 委 託 期 間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日

4 委 託 料 金 16,786,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,526,000 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 シバタ 株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月17日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市古知野町桃源46
シバタ 株式会社
代表取締役 柴田 伊佐雄

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月11日 午前9時10分			
業務名	可燃ごみ収集運搬委託（土曜日コース）			
業務場所	別紙仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社大栄工業	2,300,000			
株式会社倉衛工業	2,350,000			
シバタ株式会社	1,596,500			・落札
大和エンタープライズ株式会社	2,800,000			
有限会社ホテイクリン	2,500,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 可燃ごみ収集運搬委託(土曜日コース)

2 業 務 場 所 別添仕様書のとおり

3 委 託 期 間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日

4 委 託 料 金 1, 7 5 6, 1 5 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1 5 9, 6 5 0 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 シバタ 株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月17日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市古知野町桃源46
シバタ 株式会社
代表取締役 柴田 伊佐雄

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年 4月 11日	午前	10時	20分	
業務名	びん類収集運搬及び容器配送回収委託				
業務場所	仕様書のとおり				
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要	
大和エンタープライズ株式会社	22,000,000				
シバタ株式会社	17,906,500				0 労礼
株式会社大栄工業	20,500,000				
有限会社ホテイクリーン	20,000,000				
株式会社倉衛工業	21,000,000				

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 びん類収集運搬及び容器配送回収委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和7年6月1日
 至 令和8年3月31日
- 5 委託料 金19,697,150円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,790,650円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者シバタ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 14日

委託者 江南市
 市 長 澤田 和延

受託者 住 所 江南市古知野町桃源46番地
 氏 名 シバタ株式会社
 代表取締役 柴 田 伊 佐 雄

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和7年 4月11日 午前 9時 50分			
業務名	家電製品等収集運搬及び資源ごみ容器配送回収委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	17,361,000			0 落札
シバタ株式会社	20,000,000			
株式会社大栄工業	18,000,000			
有限会社ホテイクリオン	18,000,000			
株式会社倉衛工業	18,100,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 家電製品等収集運搬及び資源ごみ容器配送回収委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和7年 6月 1日
至 令和8年 3月31日
- 5 委託料 19,097,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,736,100円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者大和エンタープライズ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月14日

委託者 江南市

市長 澤田 和延

受託者 住所 江南市上奈良町久保144番地

氏名 大和エンタープライズ株式会社

代表取締役 南 村 朋 幸

入札執行調書

(単位: 円)

執行年月日	令和7年 4月 11日 午前 10時 10分			
業務名	ペットボトル収集運搬及び容器配送回収委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	10,500,000			
シバタ株式会社	8,783,000			○落札
株式会社大栄工業	9,800,000			
有限会社ホテイクリーン	9,800,000			
株式会社倉衛工業	9,850,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 ペットボトル収集運搬及び容器配送回収委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日
- 5 委託料 金9,331,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金848,300円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者シバタ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 14日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住 所 江南市古知野町桃源46番地
氏 名 シバタ株式会社
代表取締役 柴 田 伊 佐 雄

入 札 執 行 調 書

(単位:円)

執行年月日	令和7年 4月11日 午前 9時 30分			
業務名	空カン収集運搬及び容器配送回収委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	12,692,000			。落札
シバタ株式会社	15,000,000			
株式会社大栄工業	13,000,000			
有限会社ホテイクリオン	13,000,000			
株式会社倉衛工業	13,500,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 空カン収集運搬及び容器配送回収委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和7年 6月 1日
至 令和8年 3月31日
- 5 委託料 13,961,200円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,269,200円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者大和エンタープライズ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月14日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住 所 江南市上奈良町久保144番地
氏 名 大和エンタープライズ株式会社
代表取締役 南 村 朋 幸

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和7年 4月 11日	午前	10時	00分
業務名	紙類収集運搬及び容器配送回収委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	28,500,000			
シバタ株式会社	26,883,000			○落札
株式会社大栄工業	27,500,000			
有限会社ホテイクリン	28,500,000			
株式会社倉衛工業	27,650,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 紙類収集運搬及び容器配送回収委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日
- 5 委託料 金29,087,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,644,300円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者シバタ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 14日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住所 江南市古知野町桃源46番地
氏名 シバタ株式会社
代表取締役 柴田 伊佐雄

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年 4月11日 午前 9時 40分			
業務名	廃プラスチック等収集運搬委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	21,687,000			o落札
シバタ株式会社	27,000,000			
株式会社大栄工業	22,500,000			
有限会社ホテイクリーン	22,000,000			
株式会社倉衛工業	22,300,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 廃プラスチック等収集運搬委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和7年 6月 1日
至 令和8年 3月31日
- 5 委託料 23,857,900円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,168,900円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者大和エンタープライズ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月14日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住 所 江南市上奈良町久保144番地
氏 名 大和エンタープライズ株式会社
代表取締役 南 村 朋 幸

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和7年 4月11日 午前11時00分			
業務名	戸別収集運搬委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	15,800,000			
シバタ株式会社	12,603,000			。落札
株式会社大栄工業	17,300,000			
有限会社ホテイクリーン	15,000,000			
株式会社倉衛工業	14,500,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 戸別収集運搬委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和7年 6月 1日
至 令和8年 3月31日
- 5 委託料 13,863,300円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,260,300円

- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者シバタ株式会社 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月14日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住 所 江南市古知野町桃源46番地
氏 名 シバタ株式会社
代表取締役 柴田 伊佐雄

入札執行調書

(単位: 円)

執行年月日	令和7年 4月 11日 午前 10時 30分			
業務名	鉄類等中型資源ごみ収集運搬委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	¥600,000			
シバタ株式会社	6,195,000			。落札
株式会社大栄工業	¥200,000			
有限会社ホテイクリーン	¥000,000			
株式会社倉衛工業	¥500,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 鉄類等中型資源ごみ収集運搬委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日
- 5 委託料 金6,814,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金619,500円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者シバタ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 14日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住所 江南市古知野町桃源46番地
氏名 シバタ株式会社
代表取締役 柴田 伊佐雄

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年 4月 11日 午前 10時 40分		
業務名	布類収集運搬委託		
業務場所	仕様書のとおり		
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札
大和エンタープライズ株式会社	8,600,000		
ジバタ株式会社	6,049,000		0落れ
株式会社大栄工業	8,500,000		
有限会社ホテイクリオン	8,000,000		
株式会社倉衛工業	7,650,000		

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業 務 名 布類収集運搬委託
- 2 業 務 場 所 別紙仕様書のとおり
- 3 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- 4 委 託 期 間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日
- 5 委 託 料 金 6,653,900円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金604,900円

- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者シバタ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 14日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 住 所 江南市古知野町桃源46番地
氏 名 シバタ株式会社
代表取締役 柴 田 伊 佐 雄

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和7年 4月 11日 午前 10時 50分			
業務名	中型可燃ごみ収集運搬委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	12,809,000			
シバタ株式会社	11,227,500			。落札
株式会社大栄工業	12,500,000			
有限会社ホテイクリーン	12,009,000			
株式会社倉衛工業	12,109,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 中型可燃ごみ収集運搬委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和7年6月1日
至 令和8年3月31日
- 5 委託料 金12,350,250円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,122,750円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者シバタ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 14日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住所 江南市古知野町桃源46番地
氏名 シバタ株式会社
代表取締役 柴田 伊佐雄

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月11日 午前9時20分			
物件名	犬猫等死骸収集委託			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	3310,000			落札
シバタ株式会社	4,596,000			
株式会社倉衛工業	3,923,000			
有限会社 ホテイクリーン	3,736,000			
株式会社大栄工業	3,640,500			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業務委託単価契約書

- 1 業務名 犬猫等死骸収集委託
- 2 業務場所 別添仕様書のとおり
- 3 委託期間 自 令和7年5月1日
至 令和8年3月31日
- 4 委託単価
- | | |
|--------------|----------|
| 収集1匹当たり | 金7,700円 |
| 時間外収集1匹当たり | 金9,900円 |
| 休日待機料1日当たり | 金11,000円 |
| 年末年始待機料1日当たり | 金16,500円 |

委託単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者 大和エンタープライズ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月14日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市上奈良町久保144番地
大和エンタープライズ 株式会社
代表取締役 南村 朋幸

(單位：円)

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託単価契約書

- 1 業 務 名 在宅医療廃棄物等収集運搬委託
- 2 業 務 場 所 別添仕様書のとおり
- 3 委 託 期 間 自 令和7年4月14日
至 令和8年3月31日
- 4 委 託 単 価 20ℓ1箱入り 金 1,980円

委託単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 倉衛工業 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月14日

委託者 江南市
市 長 澤田 和延

受託者 住 所 江南市古知野町北屋敷111番地
氏 名 株式会社 倉衛工業
代表取締役 倉地 一也

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月11日			
業務名	児童・生徒検尿委託			
業務場所	江南市立各小中学校			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社中京臨 床検査センター	150			落札
一般財団法人名 古屋公衆医学研 究所	辞退			
株式会社スベッ ク名古屋営業 所	辞退			
一般財団法人岐 阜県公衆衛生検 査センター 名	辞退			
株式会社静環検 査センター 名 古屋支店	1,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

業務委託単価契約書

- 1 業務名 児童・生徒検尿委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 業務期間 自 令和7年4月11日
至 令和7年7月31日
- 4 契約金額 金 165 円

契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。

- 5 契約保証金 免除
- 6 業務場所 江南市立各小中学校

上記の業務について、委託者江南市と受託者 株式会社中京臨床検査センターとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和7年4月11日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住所 名古屋市東区豊前町2-21番地-3
氏名 株式会社中京臨床検査センター
代表取締役 日比野 鉄蔵

2025年04月09日 09時18分



入札見積履歴

案件番号 2503272321700654346

26

調達整理番号

案件名称 Microsoft包括ライセンス

予定価格 6,223,391 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.09 09:18

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000961401	株式会社フューチャイン	5,570,988円		
2	2000286502	富士電機ITソリューション株式会社 中部事業本部	5,665,440円		
3	2000721301	株式会社石川コンピュータセンター 名古屋支社	6,529,800円		
4	2005900601	株式会社日本ビジネス開発 名古屋事業所	未受領		
5	2002434701	中部事務機株式会社 尾張支店	辞退		

戻る

売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品 名 Microsoft包括ライセンス
 - (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
 - (3) 数 量 別添仕様書のとおり
- 2 契 約 金 額 金 6, 1 2 8, 0 8 6 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
 金 5 5 7, 0 9 8 円
- 3 契 約 保 証 金 免 除
- 4 納 入 期 限 令和7年7月31日
- 5 納 入 場 所 江南市宮後町船渡58番地外14

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社 フューチャーイン(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月10日

発注者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受注者 名古屋市 中村区 平池町4-60-12 グローバルゲート25F
株式会社 フューチャーイン
常務取締役 岩間 泰大

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月14日 午前10時10分			
業務名	古知野西小学校外7校浄化槽清掃委託			
業務場所	江南市東野町郷前西88番地外7			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 倉衛工業	3,699,800			
株式会社 大栄工業	3,415,200			決定
有限会社 ホテイクリーン	3,842,100			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 古知野西小学校外7校浄化槽清掃委託
- 2 業 務 場 所 江南市東野町郷前西88番地外7
- 3 委 託 期 間 自 令和7年4月15日
至 令和8年3月31日
- 4 委 託 料 金 3, 7 5 6, 7 2 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 3 4 1, 5 2 0 円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 大栄工業との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月14日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市赤童子町大堀19
株式会社 大栄工業
代表取締役 佐藤 全宏

入札執行調書

執行年月日 令和7年4月14日

業務名	草井保育園外10施設 浄化槽清掃委託			
業務場所	江南市草井町若草57番地外10ノ			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
株式会社 大栄工業	963,120			Q
有限会社 ホテイクリーン	1,083,510			
株式会社 倉衛工業	1,043,380			

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 草井保育園外10施設 浄化槽清掃委託

2 業務場所 江南市草井町若草57番地外10

3 委託期間 自 令和7年4月16日

至 令和8年3月31日

4 委託料 金 1,059,432 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 96,312 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 株式会社 大栄工業
との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、
各自1通を保管する。

令和7年4月15日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 江南市赤童子町大堀19
株式会社 大栄工業
代表取締役 佐藤 全宏

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月14日 午前10時00分			
業務名	古知野西小学校外4校合併浄化槽保守委託			
業務場所	江南市東野町郷前西88番地外4			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 倉衛工業	4,500,000			
株式会社 大栄工業	4,363,200			決定
有限会社 トータルメンテナンス・ツルミ	4,500,000			
株式会社 トーブ 江南営業所	4,900,000			
有限会社 ホテイクリーン	4,835,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 古知野西小学校外4校合併浄化槽保守委託
- 2 業 務 場 所 江南市東野町郷前西88番地外4
- 3 委 託 期 間 自 令和7年4月15日
至 令和8年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和7年5月1日
至 令和8年4月30日
- 5 委 託 料 金 4,799,520 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 436,320 円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 大栄工業との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月14日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市赤童子町大堀19
株式会社 大栄工業
代表取締役 佐藤 全宏

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月14日 午前10時05分			
業 務 名	布袋中学校外2校合併浄化槽保守委託			
業 務 場 所	江南市北山町西7番地外2			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
株式会社 倉衛工業	2,500,000			
株式会社 大栄工業	2,348,600			
有限会社 トータルメンテナンス・ツルミ	2,148,600			決定
株式会社 トーブ 江南営業所	2,500,000			
有限会社 ホテイクリーン	2,610,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 布袋中学校外 2 校合併浄化槽保守委託
- 2 業 務 場 所 江南市北山町西 7 番地外 2
- 3 委 託 期 間 自 令和7年4月15日
至 令和8年4月30日
(地方自治法第234条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和7年5月1日
至 令和8年4月30日
- 5 委 託 料 金 2, 3 6 3, 4 6 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 2 1 4, 8 6 0 円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 有限会社トータルメンテナンス・ツルミとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を 2 通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 7 年 4 月 14 日

委託者 江南市

市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市赤童子町福住138
有限会社トータルメンテナンス・ツルミ
代表取締役 鶴見 一也

入札執行調書

執行年月日	令和7年4月16日 午前10時00分				
業務名	樹木保全委託				
業務場所	江南市赤童子町大堀90番地				
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要	
大脇造園	1,150,000				
大澤造園土木株式会社	1,050,000			○決定	
有限会社豊場造園	1,150,000				
村繁造園土木株式会社 江南支店	1,100,000				
岡寄造園	1,200,000				

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる金額である。

業務委託契約書

- 1 業務名 樹木保全委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀90番地
- 3 委託期間 自 令和7年4月18日
至 令和8年3月20日
- 4 委託料 金 1,155,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 105,000 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 大澤造園土木株式会社 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月17日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市前野町西123番地
大澤造園土木株式会社
代表取締役 宮田 幸穂

入札執行調書

執行年月日	令和7年4月16日 午前10時30分				
業務名	市有バス運転委託				
業務場所	江南市赤童子町大堀90番地				
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要	
株式会社スターロードシステム	11,268,000				
有限会社エムエムイーコーポレーション	10,428,000			○決定	
株式会社セントラルサービス	12,600,000				
株式会社ワークシステムサービス	12,024,000				
株式会社セノン 名古屋支社				事前辞退	

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる金額である。

市有バス運転委託契約書

市有バス運転委託者 江南市と受託者 有限会社エムエムイーコーポレーションは、自家用自動車に関し、次の各条項によりこの契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者は、登録番号尾張小牧200は278車(福祉バス)及び尾張小牧200さ867車(マイクロバス)(以下「管理自動車」という。)2台の管理を受託者に委託し、この請負業務委託を誠実に遂行する。

(請負業務委託の内容)

第2条 請負業務委託(以下「請負業務」という。)内容は、次のとおりとする。ただし、詳細について特に定める必要のあるものは、別に定める。

- (1) 管理自動車の運行計画の企画、立案、変更
- (2) 管理自動車の運転及びこれに付帯する業務
- (3) 管理自動車の整備、修理及び車検、法定点検、日常点検
- (4) 燃料等の給油、エンジンオイルの購入
- (5) タイヤの交換、購入
- (6) 消耗品の管理、購入
- (7) 備品の管理、購入
- (8) 事故の際の処理及び補償に関する事項
- (9) 自動車損害賠償責任保険等の事務手続の代行
- (10) その他、委託者が必要と認めた事項(自動車管理者が、上記(2)の業務に従事していない時に、市公用車(平成20年式、トヨタクラウンハイブリッド、3,500cc尾張小牧330る57・平成23年式、エスティマハイブリッド、2,400cc尾張小牧332そ57、平成28年式トヨタヴォクシー2,000cc尾張小牧503せ409)の運転代行等

(契約期間)

第3条 この契約期間は、令和7年4月18日から令和8年4月30日までとする。

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(履行期間)

第4条 この委託期間は、令和7年5月1日から令和8年4月30日までとする。

(管理仕様書、自動車管理責任者、自動車管理者及び整備管理者)

第5条 受託者は、管理仕様書に基づき請負業務を行う。

2 受託者は、請負業務を行うため、自動車管理責任者及び自動車管理者を定め、あらかじめ委託者に通知する。ただし、自動車管理者は、次の資格を有する者とする。

- (1) 年齢65歳以下で常勤の正規職員(契約開始日において)

ただし、常勤の正規職員として、1年以上、勤務実績がある場合は、年齢を69歳以下とすることができる。

(2) 大型2種免許保持者

(3) 車両運行管理歴5年以上の者又は2種免許を必要とする車両運転歴5年以上の者

3 自動車管理責任者は、受託者の請負業務の実施の責任者であり、委託者の注文、連絡等を受け、自動車管理者に対する日常業務の指示、指揮監督を行う。

4 自動車管理者は、自動車管理責任者の指示、指揮命令により請負業務を実施する。

5 自動車管理責任者は、請負業務を行うにあたり、安全運行上支障があると認めるときは、委託者に対し、理由を付してその改善を求めることができる。

6 受託者は、請負業務の車両の道路運送車両法第52条の規定による整備管理者を選任し中部運輸局長に届出を行う。

(秘密漏洩の防止)

第6条 委託者と受託者の双方は、この契約に定める請負業務の遂行及びこれに関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に受託者は、あらかじめ自動車管理責任者及び自動車管理者に、秘密漏洩の防止について十分に教育するものとする。

(基本委託料)

第7条 委託者は、受託者に対し基本委託料 11,470,800円(うち消費税及び地方消費税額1,042,800円)を月割(12か月)をもって、支払うものとする。

2 基本委託料は、基本管理時間に対する請負業務を対象とし、自動車継続検査(車検)時の法定費用(重量税、自動車税、損害賠償責任保険料)は含まない。

3 基本管理時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

4 請負業務の開始又は終了の場合において、管理期間に1か月未満の端数が生じたときは、当該期間の委託料は、基本委託料の30分の1相当額を1日分として算出した金額とする。

5 受託者が、その責めに帰すべき事由により、第2条第2号の業務が実施できないときは、その日数に基本委託料の21分の1相当額を乗じた額を基本委託料から控除するとともに、委託者が請求するその業務に係る借上料を負担する。

(時間外管理委託料)

第8条 時間外及び深夜時間外(以下「時間外管理」という。)の請負業務を行うときは、委託者は、受託者に対し別表に定める単価により算出するものとする。

2 前項の時間外管理委託料の算出基準は分単位とし、1か月間の時間外管理時間をそれぞれ合計し、30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

(管理日外管理委託料)

第9条 基本委託料に含まない日は、次のとおりとする。

- (1) 各週の該当日 土曜日及び日曜日
- (2) 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年 末 年 始 令和7年12月29日から令和8年1月3日まで

2 前項に定める日に請負業務を行うときは、委託者は受託者に対し別表に定める管理日外管理委託料を支払うものとする。

管理日外管理委託料の算出基準は1日毎に1時間単位とし、30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

(宿泊料)

第10条 自動車管理者が宿泊を伴う出張管理をしたときは、委託者は、受託者に対し宿泊料1泊14,300円(うち消費税及び地方消費税額1,300円)を支払うものとする。ただし、委託者が宿泊料を負担した場合は除く。

(有料道路等の費用)

第11条 受託者が、請負業務を行うに伴い、その都度支払う有料道路、有料駐車場、フェリーボート等の費用は委託者が直接支払うものとする。

ただし、委託者が直接支払えない場合は、委託者は実費を受託者の請求により支払うものとする。

(委託料の支払い)

第12条 第7条から第9条までの委託料については、委託者は、受託者の作成する毎月末日締切りの請求書に基づき受理した日から30日以内に支払うものとする。

(善管注意義務)

第13条 受託者は、請負業務を行うに当たっては、関係諸法令を守り、自ら請負業務計画を立案するとともに、自動車管理責任者及び自動車管理者の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、注文の趣旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(労働法等に関する責任)

第14条 受託者は、自動車管理責任者及び自動車管理者に対する使用者及び事業主としての労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法及び労働者災害補償保険法、雇用保険法、その他の社会保険諸法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

(管理状況の報告)

第15条 受託者は、管理自動車の管理状況について、所定の請負業務管理日報を作成し、委託者に報告するものとする。

(事故等の報告及び処理)

第16条 受託者は、請負業務の実施中に事故が生じたときは、速やかにその旨を委託者に報告し、委託者と協議のうえ事故処理に当たるものとする。

(委託者及び第三者に対する損害賠償)

第17条 受託者は請負業務の実施中に、受託者の責めに帰すべき理由により、委託者又

は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。賠償額については、委託者に損害を与えたときは、委託者と受託者とが協議してこれを書面に定め、第三者に損害を与えたときは受託者と第三者間で協議決定するものとする。

- 2 受託者は、管理自動車にかかわる自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び自動車（車両）の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。

（保険契約）

第18条 前条第2項を担保するため、委託者は、管理自動車について受託者を契約者として自動車保険契約（車両－260万円（福祉バス）・50万円（マイクロバス）、対人－1名無制限、対物－1,000万円以上、搭乗者－1名1,000万円「1事故×29,000万円（マイクロバス）・1事故×52,000万円（福祉バス）」）を締結する。なお、保険契約金額を超える損害賠償責任が発生した場合は、受託者の負担とする。

（管理自動車の変更通知）

第19条 委託者は、この契約に定める管理自動車を変更しようとするときは、あらかじめ受託者に通知しなければならない。

- 2 変更する自動車の車種、排気量、走行距離、車齢等が現在の管理自動車と相違する場合において、請負条件につき、委託者と受託者のいずれかからの申し出があったときは、委託者と受託者とが協議して変更することができる。

（管理自動車の現状確認、保管等）

第20条 請負業務の開始に先立ち、請負業務の終了時若しくは管理自動車の変更に当たっては、委託者と受託者の双方は、管理自動車の現状を自動車点検確認書により詳細に相互確認するものとする。

- 2 管理自動車の保管場所及び保管方法は、委託者の指定する車庫とする。

（予算の減額、削除による契約の解除）

第21条 委託者は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

（解約及び解約金）

第22条 委託者及び受託者は、自己の都合により、この契約の解約をしようとするときは、2か月前までにその旨を書面により相手方に予告することによって解約することができる。

この場合において、解約を告知した者は、相手方に対し解約する日から契約満了日までの期間が6か月以上の場合には、基本委託料の2か月分を、6か月未満の場合には基本委託料の1か月分を解約金として支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者及び受託者は、予告期間が2か月未満となる場合においても、その2か月に満たない日数（2か月から有効予告期間日数を控除した日数）に基本委託料の30分の1相当額を乗じた金額及び前項の解約金を支払うことによって、この契約を解除することができる。

(契約で定める解約)

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、予告期間を置かないでこの契約を解約することができる。

(1) 請負人として不適当であると認める事実があったとき。

(2) 受託者の責めに帰すべき理由により、契約期間内にこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

2 委託者及び受託者は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、予告期間を置かないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 差押え、競売、破産、和議、会社整理開始、若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は精算に入ったとき。

(3) 租税、公課を滞納して督促又は仮差押えを受けたとき。

(4) 支払を停止したとき。

(5) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき。

(6) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(7) 経営が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由のあるとき。

(解約に伴う損害賠償)

第24条 前条第1項の規定に基づき、この契約が解除されたときは、受託者は委託者が受けた損害を賠償しなければならない。

(不可抗力の場合の免責)

第25条 天災事変、その他不可抗力の事由により、委託者又は受託者がこの契約に基づく義務を履行できないときは、その相手方は、これを免責するものとする。

2 前項の理由による義務の履行の免除期間、代替方法等については、第27条を適用する。

(契約の変更)

第26条 この契約期間中に公租公課の変更、物価の上昇その他相当と認められる事情があったときは、委託者と受託者とが協議して、この契約条項を変更することができる。

また、管理車両が廃車となり、代替車がない場合は契約の一部を打切り、契約変更ができるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第27条 委託者と受託者の双方は、この契約締結によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(特約条項)

第28条 前条に定めるもののほか、特に詳細に定めておく必要があると委託者と受託者の双方が認める事項があるときは、協議のうえ別に約定するものとする。

(協議事項)

第29条 この契約の条項につき、解釈上疑義を生じた事項及びこの契約に定めのない事

項については、委託者と受託者とが協議して、誠意をもって解決するものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者と受託者の記名押印のうえ各1通を保管する。

令和7年4月17日

(委託者) 江南市
市長 澤田和延

(受託者) 江南市高屋町清水47番地
有限会社エムエムイーコーポレーション
代表取締役 長縄 勝則

別表 (第7条、第8条及び第9条関係)
月額基本委託料、時間外及び管理日外委託料

区 分		
福 祉 バ ス	基本委託料 (1月分)	491,150円 (内消費税及び地方消費税額 44,650円)
	時間外委託料 (1時間当り)	2,497円 (内消費税及び地方消費税額 227円)
	深夜時間外委託料 (1時間当り) (22:00から5:00迄)	2,996円 (内消費税及び地方消費税額 272円)
	管理日外委託料 (4時間以内)	10,787円 (内消費税及び地方消費税額 980円)
	管理日外委託料 (4時間超1時間当り)	2,696円 (内消費税及び地方消費税額 245円)
マ イ ク ロ バ ス	基本委託料 (1月分)	464,750円 (内消費税及び地方消費税額 42,250円)
	時間外委託料 (1時間当り)	2,497円 (内消費税及び地方消費税額 227円)
	深夜時間外委託料 (1時間当り) (22:00から5:00迄)	2,996円 (内消費税及び地方消費税額 272円)
	管理日外委託料 (4時間以内)	10,787円 (内消費税及び地方消費税額 980円)
	管理日外委託料 (4時間超1時間当り)	2,696円 (内消費税及び地方消費税額 245円)

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月16日(水) 午後1時30分			
物件名	江南市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600			
納入場所	市の指定する場所			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
カネソウ㈱	1,657,700			
スズテック㈱	1,494,000			
長島鋳物㈱ 豊橋営業所	1,494,000			
日之出水道機器㈱ 名古屋営業所	○ 1,442,000			◎決定 落札
北勢工業㈱ 三重営業所	1,546,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 江南市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600
- (2) 規格、品質 江南市型下水道用鋳鉄製マンホールふた性能規定書のとおり
- (3) 数量 26 組

2 契約金額 金1,586,200円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金144,200円

3 契約保証金 免除

4 納入期限 令和7年12月19日

5 納入場所 市の指定する場所

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と日之出水道機器株式会社 名古屋営業所(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月17日

江南市

発注者

市長 澤田 和延

名古屋市名東区上社1丁目603番地

受注者

日之出水道機器株式会社 名古屋営業所
所長 緒方 正樹

2025年04月18日 09時10分



入札見積履歴

案件番号

2504082321700655594

調達整理番号

42

案件名称

社会資本整備総合交付金事業 江南市公共下水道事業基本計画及び江南市公共下水道事業計画変更委託

予定価格

21,040,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.18 09:10

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000585801	株式会社NJS 名古屋総合事務所	19,100,000円		
2	2000996601	株式会社オオバ 名古屋支店	20,800,000円		
3	2000957200	中日本建設コンサルタント株式会社	21,000,000円		
4	2000739701	日本水工設計株式会社 名古屋支社	21,500,000円		
5	2003462201	新日本設計株式会社 名古屋事務所	25,000,000円		
6	2000696501	株式会社日水コン 名古屋支所	30,000,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 社会資本整備総合交付金事業 江南市公共下水道事業基本計画及び江南市公共下水道事業計画変更委託
- 2 業 務 場 所 江南市内
- 3 委 託 期 間 自 令 和 7 年 4 月 22 日
至 令 和 8 年 3 月 19 日
- 4 委 託 料 金 21,010,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,910,000 円
- 5 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社NJS 名古屋総合事務所との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月21日

委託者 江南市 澤田 和延
市 長

受託者 名古屋市中区金山1-14-18
株式会社NJS 名古屋総合事務所
所長 篠永 典之

契約予定日 令和7年4月21日

2025年04月18日 09時20分



入札見積履歴

案件番号 2504072321700655420

43

調達整理番号

案件名称 河川水質調査委託

予定価格 2,310,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.18 09:20

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000095200	尾北環境分析株式会社	2,210,000円		
2	2000115800	株式会社愛研	2,250,000円		
3	2000301800	株式会社環境保全コンサルタン ト	2,250,000円		
4	2000405300	株式会社三協	2,260,000円		
5	2000180401	株式会社アイエンス 環境分析 センター	2,300,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

1. 業 務 名 河川水質調査委託
2. 業務場所 市内主要河川
3. 委託期間 自 令和7年4月22日
 至 令和8年1月30日
4. 委 託 料 金 2,431,000 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 221,000 円)
6. 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者尾北環境分析株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月21日

委託者 江南市
 市 長 澤 田 和 延

受託者 江南市赤童子町福住12
 尾北環境分析株式会社
 代表取締役 早野 壮

2025年04月18日 09時33分



入札見積履歴

案件番号 2504072321700655401
調達整理番号 44
案件名称 防災行政無線保守点検委託
予定価格 1,815,000 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.18 09:33

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000114301	NECネットエスアイ株式会社 中日本支社	1,815,000円		
2	2001358101	and株式会社 名古屋支店	辞退		
3	2000960500	株式会社TTK	辞退		
4	2000700001	中央電子光学株式会社 名古屋支店	辞退		
5	2000561500	中部電子システム株式会社	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 防災行政無線保守点検委託
- 2 業務場所 別添仕様書のとおり
- 3 契約期間 自 令和7年4月22日
至 令和8年3月31日
- 4 履行期間 自 令和7年5月1日
至 令和8年3月31日
- 5 委託料 金1,996,500円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金181,500円)
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者NECネットエスアイ株式会社
中日本支社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこ
れを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の
上、各自1通を保管する。

令和7年4月21日

委託者	江南市
	市長 澤田 和延
受託者	NECネットエスアイ株式会社
	中日本支社 支社長 山本 朗

入札執行調書

執行年月日	令和7年4月21日 午前9時15分				
業務名	江南緑地公園(草井)芝生広場除草等委託				
業務場所	江南市草井町中270番地				
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘	要
大澤造園土木株式会社	¥6,500,000-				
大脇造園	¥6,250,000-				
有限会社豊場造園	¥6,300,000-				
村繁造園土木株式会社江南支店	¥6,400,000-				
岡寄造園	¥6,300,000-				
一般社団法人愛知高齢者事業団	¥6,200,000-			落札	

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる金額である。

上記は原本と相違ないことを証明する

令和7年4月21日

スポーツ推進課長

稲波京組

業務委託契約書

1 業務名 江南緑地公園（草井）芝生広場除草等委託

2 業務場所 江南市草井町中270番地

3 業務内容 別紙仕様書に基づくものとする。

4 委託期間 自 令和7年5月 1日

至 令和8年3月31日

5 委託料金 6,820,000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金620,000円)

6 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 一般社団法人愛知高齢者事業団 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月21日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中区平和2丁目2番3号
一般社団法人 愛知高齢者事業団
代表理事 岡田 大

2025年04月21日 09時04分



入札見積履歴

案件番号 2504092321700655675

45

調達整理番号

職員等健康診断委託

案件名称

8,107,700 円 (税抜き)

予定価格

最新更新日時 2025.04.21 09:04

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000761100	医療法人名翔会	6,635,800.00円		
2	2004338801	一般財団法人岐阜健康管理センター — 愛知支部すこやか健診センター	辞退		
3	2000780001	一般財団法人近畿健康管理センター — 名古屋事業部	未受領		
4	2000606300	一般財団法人公衆保健協会	未受領		
5	2000514000	一般財団法人名古屋公衆医学研究所	辞退		

戻る

業 務 委 託 単 価 契 約 書

1 業 務 名 職員等健康診断委託

2 業 務 場 所 江南市役所

3 委 託 期 間 自 令和7年5月1日
至 令和8年3月31日

ただし、集団定期健康診断は、上記期間内（土・日・祝日除く）
で2回（うち1回は令和7年8月26、27、29日の3日間
を1セットとして1回）とする。

集団定期健康診断期間中、大雨・台風・地震など災害等が発生
し、健診を実施することが不可能な場合及び職員が緊急出動し、
検診を実施できない場合は、江南市と医療法人 名翔会の双方で
協議し、日程を後日設定するものとする。

4 業務内容及び 別紙業務内容による1人当たりの単価に基づき算出
委託料

5 対 象 者 江南市職員等

6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者医療法人名翔会との間に別添条項により
委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管
する。

令和7年4月25日

委託者 江南市
市 長 澤 田 和 延

受託者 住 所 名古屋市南区千竈通7丁目16番地1
氏 名 医療法人名翔会
理事長 鈴木 雅之

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月21日			
物件名	コピー機借上			
設置場所	江南市赤童子町大堀90 江南市防災センター			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
富士フイルムビジネスイン ベーションジャパン株式会社 愛知支社	辞退			
リコージャパン株式会社 エ ンタープライズ事業本部 中 部MA事業部 公共営業部	17,190			お落札
シャープマナーケイエンジニア パン株式会社 ビジネスソ リューション社 中部支店	辞退			
中部事務機株式会社 尾 張支店	41,500			
有限会社富田文溪堂 江 南支店	41,200			
ハマヤ	34,500			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

賃 貸 借 契 約 書

江南市（以下「借受人」という。）とリコージャパン株式会社（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項によりコピー機の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則に基づき、善良な管理者の注意義務の下で履行し、貸付人はコピー機を借受人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、コピー機が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、コピー機に必要な消耗品等（用紙を除く。）を円滑に供給すること及び借受人がこれに対して賃貸借料を貸付人に支払うことを目的とする。

（コピー機及び設置場所）

第2条 コピー機及びコピー機の設置場所は、別紙のとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年6月1日から令和13年5月31日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第4条 借受人は、別紙に記載する1台のコピー機の賃貸料金として、月額料金 8,899 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 809 円）を貸付人に支払うものとする。

2 モノクロコピー1枚あたりの単価である 1.54 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 0.14 円）を乗じた額と2色コピー1枚あたりの単価である 1.54 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 0.14 円）を乗じた額、カラーコピー1枚あたりの単価である 7.15 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 0.65 円）の合計を支払うものとする。

3 前項の料金には、次の費用を含むものとする。

- (1) 用紙以外の消耗品費用及び消耗品部品費用
- (2) 保守点検費用
- (3) 設置・取り付け及び撤去にかかる費用

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(コピー機の引渡し)

第7条 コピー機の引渡しの日は、令和7年5月30日とする。

2 貸付人は、前項の引渡しの日までにコピー機を設置し、借受人が使用できる状態に調整したのち、借受人の指定する検査員の検査を受け、引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 コピー機の賃貸借料の支払い方法は、別紙に掲げる方法で借受人が貸付人から請求書を受領した日から起算して30日以内に、貸付人に対して支払うものとする。

(コピー機の保守)

第9条 貸付人は、コピー機を借受人が正常な状態で使用できるように貸付人又は貸付人の指定する技術員(以下「技術員」という。)を設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 コピー機が故障した場合は、借受人の請求により、貸付人は、技術員を速やかに派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(他の機械器具の取付け又はコピー機の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) コピー機への他の機械器具の取付け又はコピー機の改造

(2) 第2条に規定するコピー機の設置場所からの移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(コピー機の据付及び調整費用等)

第11条 コピー機の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(賃貸借料の改定)

第12条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他の経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要がある場合は、貸付人は、賃貸借料の改定日の1箇月前までに書面にて当該賃貸借料の改定を借受人に通知し、借受人及び貸付人が協議の上、決定するものとする。

(借受人の契約解除権)

第13条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を行なった後に文書によりこの契約を解除することができるものとし、このために貸付人に損害が生じててもこの責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 貸付人から契約解除の申し出があり、その事由を借受人が正当と認めるとき。

(貸付人の契約解除権)

第14条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務を履行しない場合は、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第15条 借受人又は貸付人は、前2条(第13条第4号を除く。)の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(予算の減額、削減による契約の解除)

第16条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(コピー機の返還)

第17条 借受人は、この契約の解除によりコピー機を返還する場合は、コピー機を搬入当時の状態に戻し、速やかに貸付人に返還するものとする。

2 コピー機の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 コピー機に欠損がある場合は、貸付人は、その旨文書で確認するものとする。

(保険)

第18条 コピー機に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第19条 借受人は、コピー機の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもってコピー機を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け、又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとし、前条の規定による保険金で填補される額を当該賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、コピー機及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第20条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、コピー機の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第21条 貸付人及び技術員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第22条 借受人は、次に掲げる場合は、遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) コピー機について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。

(2) コピー機について、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(江南市契約規則の遵守)

第23条 この契約に定めるもののほか、貸付人は、契約履行に関して江南市契約規則（昭和54年規則第3号）を遵守しなければならない。

(協議事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人が協議の上、これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 7年 4月 22日

借受人 江南市赤童子町大堀90番地
江南市

市長 澤田 和延

貸付人

名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー10F
リコージャパン株式会社
エンタープライズ事業本部
中部MA事業部 公共営業部

部長 小田切 裕二

別 紙

1. コピー機及び設置場所

設置場所	機種名	設置台数
江南市防災センター	RICOH IM C2510	1 台

2. 賃貸借料

料金区分	契約金額	
コピー機借上金	月額	8,899 円 (税込)
モノクロコピー料金	1 枚あたりの単価	1.54 円 (税込)
2 色コピー料金	1 枚あたりの単価	1.54 円 (税込)
カラーコピー料金	1 枚あたりの単価	7.15 円 (税込)
モノクロコピー料金及び 2 色コピー料金、カラーコピー料金は、コピー機のメーターから算出する。		

3. 賃貸借料の支払方法は、月払いとする。

4. 貸付人は、上記 2 の請求にあたっては、毎月末において借受人の指定する検査員の確認を受けて、コピー枚数を算出し、借受人に請求するものとする。

5. この契約における 1 箇月とは、月の初日から末日までをいう。

6. 契約解除の月において、コピー機の使用期間が 1 箇月に満たない場合のコピー機基本料金は、使用期間に応じて日割計算して算出する。

7. 料金の請求にあたり、1 円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2025年04月24日 09時03分

入札見積履歴

案件番号 2504082321700655587

調達整理番号 47

案件名称 校務用コンピュータ機器借上

予定価格 379,317 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.04.24 09:03

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2005966902	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店	357,900円		
2	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	362,500円		
3	2000600401	株式会社JECC	364,000円		
4	2005772302	NTT・TCリース株式会社 東海支店	辞退		
5	2003476300	みずほ東芝リース株式会社	辞退		
6	2000963205	三菱HCキャピタル株式会社 中部第一営業部	辞退		
7	2000405101	FLCS株式会社 東海支店	辞退		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と NX・TC リース&ファイナンス 株式会社 名古屋支店（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項により校務用コンピュータ機器借上（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和7年9月1日から令和13年8月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額 金 393,690 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 35,790 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（機器の内容）

第6条 機器の内容は別紙のとおりとする。

（機器の設置場所及び引渡し）

第7条 貸付人は、別紙における借受人が指示した場所へ機器を設置の上、令和7年8月31日までに借受人に引き渡すものとする。

（検査）

第8条 賃貸借期間終了後、貸付人から履行完了の通知等があったときは、借受人は10日以内に検査を行わなければならない。

（賃貸借料の支払方法）

第9条 賃貸借料の支払方法は、借受人は貸付人の適法な請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して機器の賃貸借料を支払うものとする。

（一部完了払い）

第10条 貸付人は、賃貸借完了前に一定期間ごとの履行完了部分（以下「一部完了部分」という。）があるときは、一部完了部分に相当する金額を請求することができる。この場合において、第8条中「賃貸借期間」とあるのは「既済部分に係る賃貸借期間」と、前条中「賃貸借料」とあるのは「既済部分に係る賃貸借料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される前条の規定により貸付人が請求することができる既済部分又は既済部分に係る賃貸借料については、借受人と貸付人とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合においては、借受人が定め、貸付人に通知する。

(他の機械器具の取付け又は機器の改造)

第 11 条 借受人は、機器に他の機械器具の取付け又は機器を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(契約不適合)

第 12 条 機器が契約不適合により機器の使用に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、貸付人が負担するものとする。

(機器の据付及び調整費用等)

第 13 条 機器の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解除の申出等)

第 14 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解除する場合は、文書による 1 か月前の予告をもって解除を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、機器の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解除されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解除後も有効に存続するものとする。

(機器の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解除により機器を返還する場合は、機器を搬入当時の状態に戻し、すみやかに機器を貸付人に返還するものとする。

2 機器に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 貸付人は、機器に対する保険を付保しなければならず、当該保険料を負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、機器の設置場所をあらかじめ良好な環境に保持することなど、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、機器が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、機器及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、機器の使用に支障が生じ、使用目的に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置を取るものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、機器の調整等のために、借受人の了解を得て、機器の設置場所に立入ることができるものとする。

2 貸付人又は機器メーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第20条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人はその責めを負わないものとする。

- (1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が貸付人又は貸付人が構成事業者である事業者団体(以下「貸付人等」という。)に対して行われたときは、貸付人等に対する命令で確定したものをいい、貸付人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、貸付人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸付人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第21条 貸付人は、前条各号のいずれかに該当するときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、総賃貸借料の10分の2に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 貸付人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、総賃貸借料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第4号に規定する刑に係る確定判決において、貸付人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又はその他の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 下請契約又は機器の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 貸付人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を下請契約又は機器の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、借受人が貸付人に対して当該契約の解除を求め、貸付人がこれに従わなかったとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
 - (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 借受人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸付人は、損害賠償に代えて総貸賃借料の10分の1に相当する額を違約金として借受人の指定する期間内に支払わなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、契約履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに借受人へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることがある。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

- (1) 機器について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 機器について、盗難、滅失又は毀損等の事故が発生したとき。

(解除権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解除することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(雑則)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

借受人 江南市赤童子町大堀 90 番地

江南市

市 長 澤 田 和 延

貸付人 名古屋市港区西倉町 1-49

NX・TC リース&ファイナンス 株式会社 名古屋支店

支店長 坂野 正幸

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和7年4月24日 午前9時30分			
物件名	軽貨物自動車(ワンボックス型)			
納入場所	江南市和田町旭181 江南市環境事業センター			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
江南スズキ自動車販売㈱				辞退
株式会社林自動車整備工場	1,200,000			
弘盛自動車有限会社	1,000,000			
江南自動車販売株式会社	990,000			㊟
株式会社栗木自動車	1,130,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

売買契約書

1 物件及び規格、品質

- (1) 物 件 名 軽貨物自動車(ワンボックス型)
- (2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 1台

2 契約金額 金 1, 089, 000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 99, 000円)

3 契約保証金 免 除

4 納入期限 令和7年 7月31日

5 納入場所 江南市和田町旭181番地 江南市環境事業センター

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と 江南自動車販売株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年 4月 25日

発注者 江南市

市 長 澤田 和延

受注者 江南市力長町大当寺37番地
江南自動車販売株式会社
代表取締役 磯村 敦士